

經濟産業委員会

經濟部

- 1 商工業の振興
- 2 中心市街地の活性化
- 3 観光振興

農林水産部

- 1 農林水産
- 2 土地改良事業

農業委員会

交通局

経済部

1 商工業の振興 1-2

(1) 商業の振興

① 既存商工業の経営支援

ア 商業の支援

消費者ニーズの高度化・多様化、そして規制緩和の進展や商業施設の郊外進出等による新たな業態の急激な変化に対応するため、人材育成・起業家支援や各種商工団体等の支援を行うことにより、商業の振興に努める。

i 商業者育成事業

市内商業者を対象に個店を訪問した上で、個別の指導、改善を行うフィールドワークを中心とした講座を開講することで消費者から選ばれる商業者を育成し、市内小売業等の経営能力の底上げを図る。

ii 体験型起業家育成教育推進事業

小学生を対象とした一連の商売の活動を実際に体験させるキッズマートや、中学生を対象としたインターンシップ（就業体験）を通じて起業家精神を醸成し、次世代の人材育成を図る。

iii 地区商店街支援事業

地区商工団体等が実施するイベント等の商業振興事業に対し、経費の一部を助成する。

iv 各種商業団体等支援事業

各種商業団体等が実施する研修会や支援事業等の運営費の一部を助成する。

v 流通促進事業

「都市圏の流通関係者との人的ネットワークの形成」、「メディアの活用」、「商談会等の開催」に取り組み、市内で生産、製造された優れた産品（農水産物、工業製品、商品等）を、県外、国外に売り込むための流通ルートの開拓を進めることによって、市内企業等の収益向上、ひいては地域経済の発展を図る。

vi 産業振興会館の管理運営

地域の産業振興の拠点である佐賀市産業振興会館の管理運営を行う。

イ 経済団体の支援

地域商工業の総合的な改善と、地元産業の振興や地域活性化のために事業を実施する団体を支援する。

i 商工会議所支援事業

金融、税務等の相談及び巡回指導、佐賀市中小企業振興資金の融資受付及び審査や講習会、研修会等を行う佐賀商工会議所を支援することで市内中小企業の高度化を促進し、振興を図る。

ii 商工会支援事業

市内の商工業者を会員とした経営改善普及事業や地域総合振興事業を行う市内各商工会を支援することで、地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者等の振興と安定を図る。

ウ 金融の支援

市内中小企業者等に対する融資を円滑にすること等により、中小企業の成長、発展を図る。

i 中小企業振興資金貸付事業

市内中小企業者に対する、工場、設備等の近代化、店舗改善等に必要な資金や小口運転資金の融資を円滑にし、経営の合理化を促進し、中小企業の育成発展を図るため、市と契約した金融機関に対し、融資のための原資を預託する。

○ 佐賀市中小企業振興資金（平成 25 年度）

資金使途	運転資金	設備資金
融資対象	市内で 6 ヶ月以上継続して同一の事業を営み、市税を完納している中小企業者	
信用保証料率	年 0.45%～1.9%（信用保証料は市が全額補助）	
融資限度額 ※	1,250 万円	1,250 万円
	（合算限度額 1,250 万円）	
融資利率	年 2.2%	
融資期間	7 年以内	10 年以内
償還方法	月賦償還 据置期間 6 ヶ月以内	
担保	原則として不要	
保証人	原則として不要 法人の場合は原則として、法人代表者（実質経営者を含む）のみ	
申込先	商工会議所、商工会（又は中央会） 随時受付	

※ 平成 26 年 3 月 31 日までに借入申し込みした場合

○ 中小企業への貸付状況（平成 24 年度）

貸 付 高		回 収 高		年度末貸付残高	
件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)
335	1,676,562	365	1,749,474	1,360	4,043,119

ii 商工中金預託事業

商工組合中央金庫に出資している中小企業団体（所属団体）及びその構成員等に対する融資を円滑にし、中小企業の成長、発展を図るため、商工組合中央金庫に対し必要な原資を預託する。

② 地域ブランド力の強化

大都市圏にある百貨店等への P R 活動や異業種交流等により、地場製品の周知、情報発信を行うとともに、より魅力的な商品づくりを推進し、産業の活性化を図る。

i 肥前・佐賀の菓子展開催事業

佐賀の菓子文化を紹介するとともに、展示、実演及び販売等も行う。

ii 佐賀錦振興事業

佐賀市の伝統工芸品である佐賀錦の伝承（後継者育成）や実演等を行うことで振興を図り、県内外に広く P R することでブランド化を推進し、産業化のための支援を行う。

iii 「地域ブランド商品」振興事業

菓子、伝統工芸品、家具、地酒など魅力的な佐賀の商品について、流通関係者へのプレゼンテーションを行い、市内事業者の商談会等への出展を促進することにより、商品採用の可能性を高め、産業の活性化を図る。

iv 地場産品交流会館管理事業

地場産品等の販路拡大に向けた地場産品の交流、連携拠点として管理運営していくことにより、佐賀ブランドを活かした地域活性化を図る。

③ 雇用の確保と労働環境の向上

就業機会の確保と就業条件の向上を図るとともに、労働環境の整備等を促進する。

i 労政情報発信事業

社会保険労務士による労働相談を実施し、雇用主、労働者からの相談を受ける。また、市内企業の事業主及び事業所の労務担当者等に対して、月2回メールマガジンの送信、年2回広報誌の発行等により、労働行政に関する各種情報を積極的に提供する。

ii 労働金庫預託事業

九州労働金庫に対し、勤労者生活資金、勤労者福利厚生資金に必要な原資を預託し、市内居住労働者の生活の安定を図る。

(2) 工業の振興

① 既存工業の経営支援

ア 工業の支援

技術力や生産性の向上、新たな経営課題へ取り組む企業を支援する。

i 企業情報データベースの整備

市内の企業情報をデータベース化し、市内企業の持つ技術や製品等についての情報をホームページを用いて公開する。情報を全国に発信し、ビジネスマッチングをはじめとした販売促進を支援するとともに、企業間及び産学連携による地場産業の活性化を促進する。

平成21年度に、緊急雇用創出基金事業を活用し、データベースの一斉更新を行い、その後も毎年登録企業に掲載情報の更新を要請するなど、情報の最新化に努めている。

ii 地域産業支援事業

市内での創業の促進、市内事業者の経営改善、技術向上、新規事業進出などを促進するため、学識経験者や専門家等を講師として招き、講演会やセミナーを開催する。

② 地域ブランド力の強化

i 諸富家具振興事業

伝統的地場産品である諸富家具の産地や製品の知名度を向上させ、他産地との差別化を推進することで、諸富家具産業の振興を図る。

諸富家具の情報発信力を高めるため、展示会開催などの取組みを支援する。

③ 企業誘致と新産業の創出

ア 企業誘致

市内外の優良企業を誘致し、市民の雇用の場の確保と拡大及び市内工業の活性化を図ることにより、市内産業の発展を推進する。新たな企業の進出により、佐賀市の雇用は大きく増加した。

i 久保泉第2工業団地

平成 23 年に造成工事が完了した久保泉第 2 工業団地は、約 6.1ha を工場用地として分譲している。現在 3 社が進出し、分譲済面積は約 1.2ha である。

ii 進出企業一覧（平成 17 年度以降）

○ 製造業等

進 出 企 業 名	進出年月	業 種	最終雇用者数 (予定)
小糸九州(株)	H17.9 H19.12 (拡張)	自動車用照明器具の製造・販売	1,300
(有)二鶴堂	H18.1	菓子製造・卸・販売	90
プライムデリカ(株)	H18.2 (拡張)	調理パン・惣菜類の製造・販売	657
(株)サンパック	H18.9	各種梱包・包装資材の設計・製造・販売	30
佐賀勇氣屋(株)	H18.10	工業用ゴム製品の製造	31
(株)かわでん	H19.1 (拡張)	配電盤、分電盤、制御盤、監視制御装置の製造	115
美光九州(株)	H19.6 H22.2 (拡張)	自動車照明器具の樹脂成型・表面処理加工	47
(株)カチ情報	H20.4	証明書等自動交付機製造、販売	50
(株)西兼	H20.8	ボルト、ナットの卸販売及び部品加工	10
(株)クッキングセンター佐賀	H20.12	日配弁当並びに仕出しの製造販売	260
(有)望月工業	H23.11	自動車用サブハーネスの組立等	62
サガ電子工業(株)	H23.11	各種通信用アンテナ製造	23
公栄工業(株)	H24.11	精密板金、製缶、ステンレス・アルミ加工	28
計 (H25.4 時点雇用状況：2,178 人)			2,703

○ ビジネス支援サービス業等

進 出 企 業 名	進出年月	事 業 内 容	最終雇用者数 (予定)
(株)損害保険ジャパン	H17.4	コンタクトセンター	700
(株)イーダブリュエムファクトリー	H18.8	e ビジネスに関する制作業務	20
味の素(株)	H20.10	コンタクトセンター	91
(株)ビジョン	H23.3	コンタクトセンター	165
セゾン自動車火災保険(株)	H24.3	コンタクトセンター	124

レバレジーズ(株)	H24. 10	メディア構築業務	202
(株)杉養蜂園	H24. 11	コンタクトセンター	70
ヤマトマネージメントサービス(株)	H25. 2	総務事務及び給与計算等の受託業務	80
計 (H25. 4 時点雇用状況：578 人)			1, 452

iii 誘致企業等への助成制度

誘致企業に対するアフターフォロー等として、次のような佐賀市独自の優遇措置制度を設けている。

○ 製造業等

項 目	交付要件		内 容
企業立地奨励金	- 市と進出協定を締結 - 市税を完納	投下固定資産のうち、本来業務の用に供する建物及び償却資産の取得合計が 2, 500 万円超	固定資産税相当額を限度に 3 年間交付
雇用奨励金		新規地元雇用者数 中小企業 5 人以上 その他 10 人以上	- 新規地元雇用者数×50 万円を交付 - 操業開始 1 年後 1 回、2, 500 万円限度
利子補給金		投下固定資産の取得費が 2, 500 万円超	立地のために借り入れた資金（限度額 1 億円）に係る利率の 1% 以内の部分について、7 年間交付
用地取得費補助金		久保泉第 2 工業団地内用地を 3, 300 ㎡以上取得	用地取得費の 10% 相当額
設備費補助金		- 久保泉第 2 工業団地内用地を 3, 300 ㎡以上取得 - 新規地元雇用者 5 人以上	- 償却資産（機械及び装置のうち、本来業務の用に供するものに限る）の取得に要した経費の 10% 相当額及び移設に要した経費の 50% 相当額を補助 - 操業開始 1 年後 1 回、3, 000 万円限度（うち、移設に要した経費への補助額は、500 万円限度）

○ ビジネス支援サービス業等

項 目	交付要件	内 容
設備費補助金	- 新規県内雇用者の数 5 人以上（コンタクトセンター20人以上） - 市と進出協定を締結 - 市税の完納	- 設備機器の取得又は賃借に要した費用の50%を補助 - 操業開始1年後1回、1,500万円限度
ビジネス支援サービス業等立地奨励金		取得した設備機器に係る固定資産税相当額を3年間交付
ビジネス支援サービス業等雇用奨励金		- 新規地元雇用者数×50万円を交付 - 操業開始1年後1回、2,500万円限度
建物賃借料補助金		- 建物賃借料の50%を、最初に賃料を支払った月から2年間補助 1,000万円限度

iv 工業団地の開発

企業の誘致や既存企業の流失防止のため工業団地を開発し、工場立地の環境整備を行う。

○ 新工業団地

大和町福田地区において約26haの新たな工業団地の開発を行う。

イ 新産業の創出

既存企業の振興や起業家の育成支援を図るため、アイスクエアビル5階に新産業支援プラザを開設し、佐賀県中小企業診断協会や佐賀大学などと連携して新産業育成のためのさまざまな支援を実施する。

i ベンチャー支援

10.5㎡、13.5㎡、24.0㎡、25.0㎡の4タイプ10室のインキュベートルームを平成14年度に設置。新ビジネス展開を計画するベンチャー等を支援する。

【これまでの実績】

入居企業数累計	34社
入居期間満了(卒業)企業数	17社
卒業後事業継続企業数	17社
うち佐賀市内の企業	14社
現在入居中企業数	2社
中途退去企業数	15社

ii 経営・技術相談への対応

産業支援相談室において、佐賀県中小企業診断協会の協力を得て、既存企業や起業家を対象に、販路開拓・創業・知的財産権・地域資源活用・農商工連携・新分野進出などに関する相談業務を実施する。また、平成23年度からは6次産業化推進にも力を入れている。

iii 知的財産権取得事業費補助事業

製造製品の競争力及び経営基盤の強化のため、特許権・実用新案権・意匠権を取得

する中小企業者等に対し、経費の一部を助成する。

- ・ 補助率 経費の2分の1以内
- ・ 補助限度額 特許権の場合 10万円（国際出願は15万円）、実用新案権の場合5万円（国際出願は10万円）、意匠権の場合10万円

【これまでの実績】

平成17年度の制度創設以来、46件の活用があっている。うち32件については、取得以降に商談件数の増加などの成果が認められる。

iv 展示会・見本市等出展支援事業費補助金

新製品等の販路開拓のため、佐賀県外で開催される見本市及び展示会に出展する中小企業者等に対し、経費の一部を助成する。

- ・ 補助率 経費の2分の1以内
- ・ 補助限度額 15万円（開催地が沖縄を除く九州地方、又は中国地方の場合は10万円）

【これまでの実績】

平成17年度以降は、補助件数延べ100件。うち70件について、展示会以降に商談件数の増加などの成果が認められた。

2 中心市街地の活性化 1-4

(1) 中心市街地活性化基本計画

現在、全国的に顕著な傾向である中心市街地の空洞化や活力低下の要因として、次のようなことが考えられる。都市を取り巻く環境の変化として、市街地の拡大やモータリゼーションの進展、消費者の行動エリアの拡大があげられる。また、都市機能の拡散による公共公益施設の郊外移転や大規模商業施設の郊外立地、さらには市街地内のコミュニティの希薄化等も大きな要因となっている。

本市の中心市街地については、近年のマンション建設の影響もあり定住人口は平成 12 年を底に増加傾向にあり、主要な商店街の通行量はピーク時（昭和 60 年：349,807 人）の 1/5 まで減少したものの、平成 21 年を底に増加傾向にあり 73,529 人となっている。（平成 24 年 7 月 26～29 日、4 日間 12 箇所計測（佐賀商工会議所調査））

本市では、平成 17 年 1 月に「佐賀市中心市街地活性化基本計画」（平成 21 年 3 月修正版作成）を策定し、その計画に沿って街づくりを進めている。中心市街地活性化のエリアは、面積 174ha、人口 8,670 人（平成 21 年 3 月末）であり、活性化の目標としては「**1 日に 6,000 人の人が（1 時間以上）街を歩くこと**」としており、そのための基本方針は以下のとおりである。

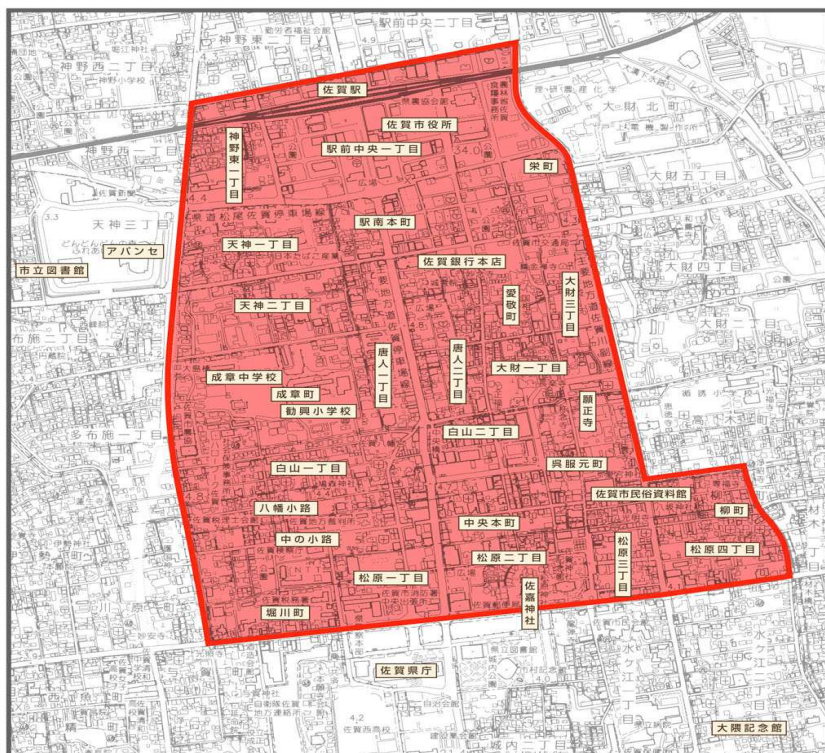
- ・ 住む人を増やす
- ・ 来る人を増やす
- ・ 住む人、来る人に街を歩かせる
- ・ 目的を持って街に来る人を増やす
- ・ できるだけ長く街を歩いてもらう

○ 中心市街地の人口、通行量の現状

※ 人口 9,044 人（平成 25 年 3 月末）

※ 通行量 73,529 人（平成 24 年 7 月 26 日～29 日；佐賀商工会議所調査）

【中心市街地活性化エリア】



(2) 事業の概要

① 街なか居住の推進

「商住一体化」を進めるなど、“街なか”居住を推進することによって、中心市街地で失われつつあるコミュニティの再生を図る。

② 魅力ある店舗・拠点施設の整備

公的施設の誘致をはじめ、大型商業施設と競合しない分野や特定の顧客層に絞った集客力の高い店舗誘致を行う。

ア 公的施設の誘致

中心市街地に来る目的づくりのため、公的施設の誘致を積極的に行う。

イ チャレンジショップ支援事業

商売に意欲のある者に対し、空き店舗・空きビルのスペースを貸し出し、経営ノウハウを習得させることにより、起業家の育成及び中心商店街の活性化を図る。

ウ 戦略的商機能等集積支援事業

中心市街地活性化基本計画区域内の空き店舗等を活用し、魅力ある店舗の誘致等を推進することにより活性化を図る。

③ 賑わい創出支援

中心市街地を歩いてもらうきっかけをつくるために、集客力の高いイベントなどの充実を図る。

ア 空き店舗の利用促進

ゆつつら〜と館及び佐賀城下ひなまつり関連商店街活性化事業の運営を支援する。

イ 各種イベント等への助成

銀天夜市、バルーンフェスタ・サテライトイベント、サガ・ライトファンタジー及びえびすなどを活用した商店街活性化事業等を支援する。

④ NPO等との連携事業の充実

街づくりの運営などに取り組んでいるNPO・市民団体等との連携を図る。

ア タウンマネジメント事業推進支援事業

特定非営利活動法人まちづくり機構ユマニテさがが行う中心市街地の活性化を図るための各種事業を支援する。

⑤ 基盤整備と施設運営

ア エスプラッツ

平成 15 年以降、閉鎖していた再開発ビル「エスプラッツ」を、カルチャー・交流ゾーン、公共ゾーン、商（サービス）業ゾーンの機能を持った『街づくり基点施設』として、平成 19 年 8 月にリニューアルオープンをした。高齢者から子どもまで楽しく集い、過ごせる賑わい空間の創出を目指していく。

イ コミュニティ施設整備

コミュニティプラザ 656 を取得し、多目的トイレ等施設を整備し、平成 22 年 6 月にリニューアルした。指定管理者制度を導入し、市民や来街者の交流の場として活用することにより、街を歩く人を増やし、中心市街地の活性化を図る。

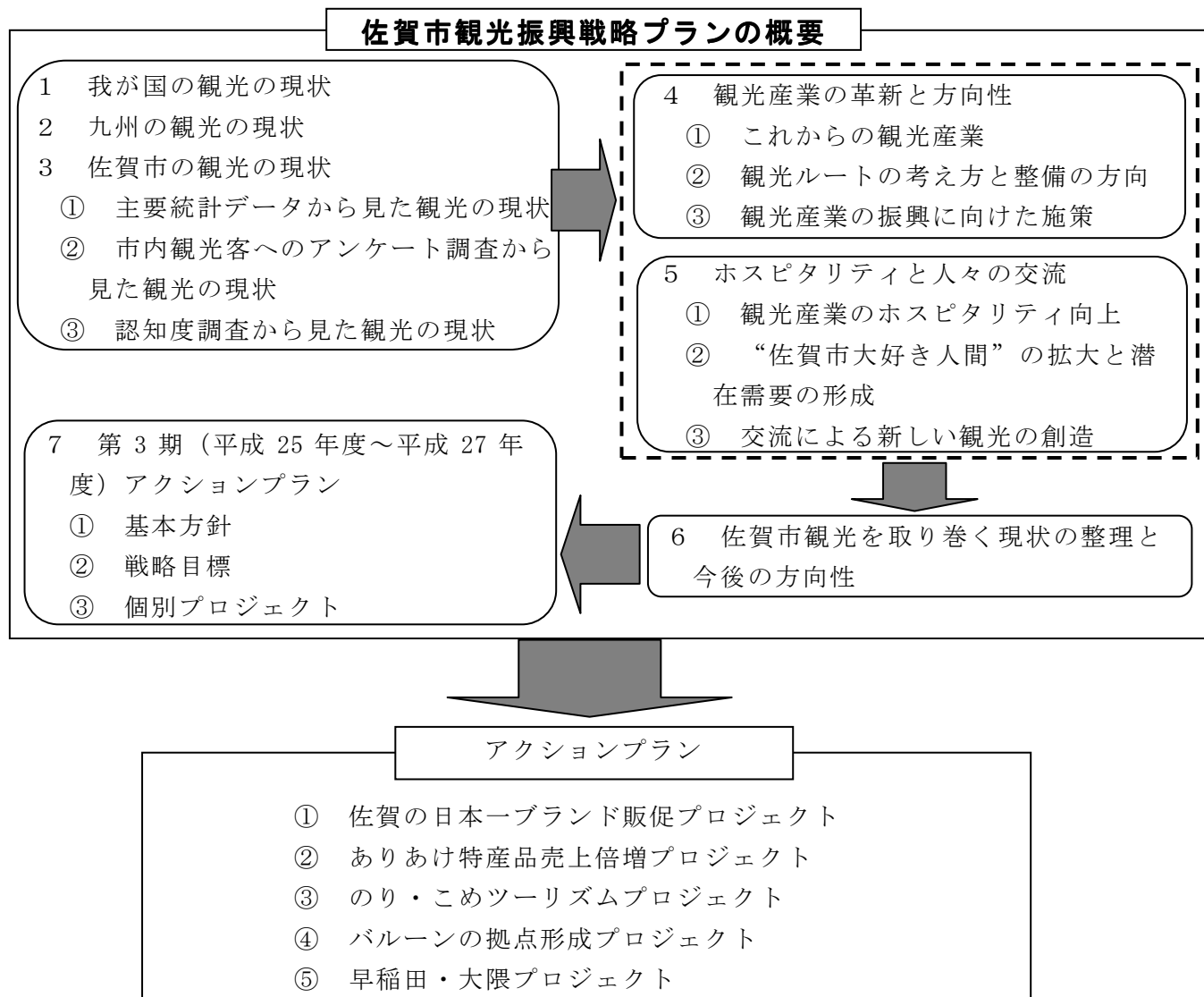
3 観光振興

(1) 佐賀市観光戦略プラン 1-1

佐賀市総合計画では、『人と自然が織りなす「やさしさと活力にあふれるまち」さが』をキーワードに、「佐賀の個性を生かした魅力ある地域産業の実現」を掲げ、地域にある多種多様な資源を生かした観光の振興を図っていくこととしている。

これを受け、平成 18 年度にこれからの観光振興の基本的な方向を示す佐賀市観光振興戦略プランを策定した。この策定プランに基づき、第 1 期アクションプラン（平成 19 年度～平成 21 年度）、第 2 期アクションプラン（平成 22 年度～24 年度）を実施してきた。

平成 25 年度からは第 3 期アクションプランとして、①佐賀の日本一ブランド販促プロジェクト、②ありあけ特産品売上倍増プロジェクト、③のり・こめツーリズムプロジェクト、④バルーンの拠点形成プロジェクト、⑤早稲田・大隈プロジェクトと 5 つのプロジェクトを企画・実施していくための推進を図っている。

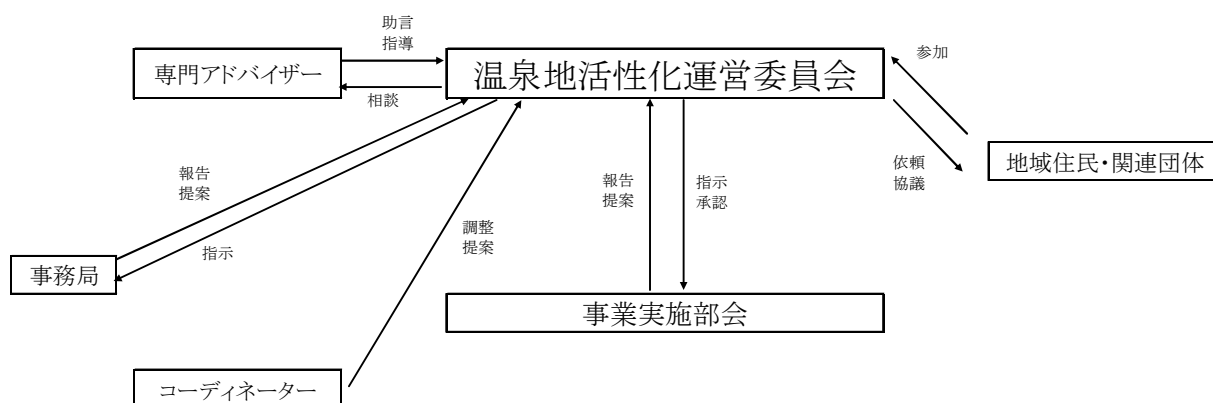


(2) 温泉地活性化推進事業 1-1

古湯・熊の川地区では、旅館経営者・地域住民・関係団体・行政等を中心とした温泉地活性化運営委員会を設立し、地域性を生かした独自の「価値」で競える温泉地づくりを目指して、平成 18 年度に「古湯・熊の川温泉地活性化計画」の策定を行った。

本計画において、5 つの柱と 11 の事業を掲げ、景観形成、情報発信、生活環境の向上等を重点的かつ効果的に推進し、古湯・熊の川温泉地の活性化を図るため、地域が一体となった取り組みを行っていく。

<推進体制>



<5 つの柱と 11 の事業>

事業名		実施スケジュール				期待される効果
		H19	H20	H21	H22～	
1. 情緒ある温泉地景観づくり	①街なみ環境整備計画策定事業	●→				- 統一された、心落ち着く温泉地が形成される - 地域のイメージがアップする - 地域住民の意識が向上し、地域への愛着が高まる
	②温泉地景観・修景事業	●→				
2. 歩く楽しみづくり	③「散策のススメ」推進事業	●→				- 温泉地の魅力が高まる - 観光客の滞在時間が延びる - 地域づくりの担い手が育成される - 地域の魅力を再認識することができる
	④散策道沿線整備事業		●→			
	⑤未利用資源等活用事業		●→			
3. おもてなしの心づくり	⑥温泉地美化活動推進事業	●→				- 地域のイメージがアップする - リピーターが増える - 地域住民の意識が向上し、地域への愛着が高まる - 地域住民の事業への積極的参画が促進される
	⑦「古湯・熊の川温泉郷」連携イベント事業	●→				
	⑧おもてなし力向上事業	●→				
4. 情報発信と受入れ体制づくり	⑨「古湯・熊の川温泉郷」情報発信事業	●→				- 古湯・熊の川温泉の認知度が高まる - 地域住民の事業への積極的参画が促進される - 周辺地域との連携が強化される
	⑩広域観光戦略プロジェクト事業			●→		
5. 地元の体制づくり	⑪古湯・熊の川温泉地活性化協議会運営事業	●→				事業が円滑に推進される

(3) 観光動向 1-1

① 観光客数、日帰り・宿泊の場合

《平成 24 年：5217.6 千人》

平成 24 年は、宿泊及び日帰り客数の減少により合計で前年度を下回る結果となった。

(千人)

区分	H22	H23	前年比	H24	前年比
日帰り客数	4902.1	4753.7	97.0%	4677.6	98.4%
宿泊客数	486.6	548.8	112.8%	540.0	98.4%
合計	5388.7	5302.5	98.4%	5217.6	98.4%

② 発地別入込観光客数

《県内客は 27.1%、福岡県からの観光客は 23.3%》

平成 24 年の入込観光客のうち、県内客は 27%、佐賀県を除く九州内からの入込客は約 38%となっており、うち福岡県が最も多く、全体の 23%を占めている。

(千人)

平成24年 観光客数	佐賀県内	九州内(除佐賀県)	四国地方	中国地方	近畿地方	その他
		(福岡県再掲)				
5217.6	1,414.0	1,967.1 〔1,216〕	88.7	224.4	401.8	1121.8
割合(%)	27.1	37.7 23.3	1.7	4.3	7.7	21.5

(4) 観光消費額 1-1

《平成 24 年：17,657 百万円》

平成 24 年の観光消費額は、前年に比べ、全体的に微減となった。

(百万円)

区分		H22	H23	前年比	H23	前年比
消費額	年間	17,313	18,062	104.3%	17,657	97.8%
	一人当たり (円)	3,213	3,406	106.0%	3,384	99.4%
宿泊費		3,967	4,465	112.6%	4,367	97.8%
飲食費		4,775	4,877	102.1%	4,770	97.8%
土産品費		1,109	1,137	102.5%	1,103	97.0%
交通費		4,419	4,594	104.0%	4,493	97.8%
参観費		2,662	2,613	98.2%	2,556	97.8%
その他		382	376	98.4%	368	97.9%

(5) イベント・まつり 1-1

① 熱気球国際大会の実施

1980 年（昭和 55 年）から佐賀市で開催してきた熱気球大会は、1984 年（昭和 59 年）

から国際大会となり、その後 1989 年（平成元年）と 1997 年（平成 9 年）には世界選手権を開催した。

33 回目の大会となった平成 24 年度は、10 月 31 日～11 月 4 日の期間で「2012 佐賀インターナショナルバルーンフェスタ」を開催した。

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24
観客動員数（千人）	787	943	864	921	640	803

② 佐賀城下ひなまつりの開催支援

平成 12 年度から早春の佐賀市観光の風物詩として開催。周辺自治体で開催されているひなまつりと連動し、平成 24 年度は集客を伸ばした。

〔開催期間（平成 24 年度）：2 月 16 日～3 月 20 日※徴古館は 3 月 31 日まで〕

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24
観客動員数（千人）	89	54	84	84	98	115

(6) 観光施設の管理運営 **1-1**

① 佐賀市歴史民俗館（佐賀市柳町 2-9、松原四丁目 3-15 tel 22-6849）

旧長崎街道沿いの柳町と松原四丁目に所在し、旧古賀銀行、旧古賀家、旧牛島家、旧三省銀行、旧福田家の 5 施設を総称して佐賀市歴史民俗館としている。建物はそれぞれが歴史的建造物として市の重要文化財に指定されており、一般公開している。

旧古賀銀行には長崎街道関係の資料等の展示と飲食コーナーを設置しており、旧古賀家と旧福田家は貸館として茶道や華道の教室などに利用されている。また、旧福田家では佐賀の伝統工芸である佐賀錦の実演と展示を行っている。

そのほか、「佐賀城下ひなまつり」や「公募で採用したイベント」などを開催している。

（平成 24 年度の来館者数：170,827 人）

② 佐賀市大隈記念館（佐賀市水ヶ江二丁目 11-11 tel 23-2891）

早稲田大学の創設者であり政治家であった大隈重信の生誕 125 年を記念して建設された記念館。館内には大隈重信に関する資料を展示している。

（平成 24 年度の来館者数：12,977 人）

③ 大隈重信旧宅（佐賀市大隈記念館敷地内）

大隈重信の生家。天保以前の武家屋敷として貴重なもので、国史跡に指定されている。

バルーンフェスタ、佐賀城下ひなまつりなどのイベント開催時には特別に内部を一般公開している。

④ 旧筑後川橋梁（筑後川昇開橋）（佐賀市諸富町大字為重）

筑後川をはさんで佐賀市（諸富町）と大川市を結ぶかつての鉄道橋で、高さ約 30m の国内最古の昇開式可動橋。平成 15 年に国の重要文化財に指定されたほか、平成 19 年には社団法人日本機械学会から機械遺産認定を受けている。

（平成 24 年度の通行者数：16,759 人）

⑤ 巨石パーク（佐賀市大和町大字梅野 329-5 tel 64-2818）

標高 200～350m の地点に 10m 以上の巨石群が 17 基点在。中腹には釣り体験コーナーなどがある。

（平成 24 年度の来園者数：17,223 人）

⑥ **やまびこ交流館**（佐賀市三瀬村藤原 3890-1 tel 56-2150）

昭和の古き良き時代を思わせる茅葺きと、瓦葺きの農家の住宅をモデルに移築復元したやまびこ交流館は、いろりも設置され、なつかしさ、ふるさとの想いが響きあう建物。

一棟まるごとの貸切で宿泊や会議などにも利用できる。隣接した土蔵内には昔の農具なども展示している。

（平成 24 年度の来館者数：2,036 人）

(7) **温泉施設の管理運営** 1-1

① 効果的な基盤整備と仕組みづくり

観光資源である温泉を効果的に観光産業の振興につなげる。

ア 市営温泉の管理運営

熊の川温泉「衛の湯」、三瀬温泉「やまびこの湯」を管理運営することにより、観光産業の振興を図り、地域の活性化につなげる。

イ 泉源管理事業

泉源や、各旅館への温泉給湯設備、温泉給湯使用料の管理を行い、温泉の適正な使用とその保護を図る。

(8) **アジアの観光客誘致**

平成 24 年 1 月より春秋航空の上海定期便就航を機に、中国人観光客をはじめ、アジアからの観光客誘致を行うとともに、市内滞在時の満足度を高めるための事業を行った。

○ アジアからの宿泊者数

年度	H23	H24
宿泊者数（人）	1,797	6,167

農林水産部

1 農林水産

(1) 農林水産業の現状と対応

近年の農林水産業を取り巻く状況は、東日本大震災による農地、漁港などの崩壊、さらには福島第一原発事故による農畜産物の放射能汚染問題などきわめて厳しい状況となっています。

農業については、食の安全に対する関心が高まっており“安全・安心・新鮮”な農産物が求められています。また、平成25年度から経営所得安定対策が開始され、「人・農地プラン」により地域農業の安定化を図る政策がとられています。

今後は、“安全・安心”や“ブランド化”などの消費者のニーズに応えるために新たな加工品を開発するとともに農産品の付加価値を高め、積極的に幅広く消費者にPRを図り、販路を拡大していきます。同時に、農地集積中間管理機構等を活用し、担い手へ農地の集積を進めるなど、農業生産の効率化・低コスト化に努めます。

林業については、本市の森林面積の約8割がスギやヒノキなどの人工林であり、適切な管理が必要です。しかし、長期間にわたる木材価格の低迷等により、森林所有者の林業への関心は低化し、間伐等の十分な手入れが行き届いていない状況です。また、効率的な木材生産に対する取り組み、木材の流通・加工体制や木材利用体制の確保は不十分で、本市における森林・林業を取り巻く環境は厳しい状況となっています。

今後は、作業の効率化、低コスト化に向けた高性能林業機械の導入、木材を流通・加工するための拠点づくりや市産材の利用促進を図り、林業の活性化及び森林保全に向けた取り組みを実施します。

水産業については、漁場の環境変化等に対応するための生産コストが増加しており、経営の安定化が求められています。

今後は、すでに確立している「佐賀のり」ブランドを生かすとともに、新たな商品開発、協業化などの取り組みを推進します。

○農家の概要

農 業 産 出 額 (億円)		128.0	平成24年度JA主要農産物販売額
耕 地 面 積	総面積 (ha)	10,821	平成22年農林業センサス
	うち田 (ha)	10,253	
農 家 戸 数 (戸)		3,426	平成22年農林業センサス

(2) 農業振興地域整備計画 **3-7**

この計画で区域内は農用地区域と非農用地区域に区分され、農用地区域はその利用区分を明確にし、田、畑、樹園地に細区分されます。また、農業生産の場として、農業の近代化に対する基盤整備あるいは近代農業施設の設置、さらに農地保有の合理化等の計画を樹立するとともに、地域別に今後の農業振興の方向を定めており、非農用地区域は農業を営むために必要な生活の場としています。

今後も農業以外の土地利用との調整を図りながら、農業生産の基盤となる農用地を十分に確保する必要があります。

○利用区分面積の状況(平成 24 年 12 月 1 日)

(単位：h a)

農 業 振 興 地 域	農用地区域面積										農 振 白 地 地 域 面 積	
	農 地				採 草 放 牧 地	混 牧 林 地	施 設 用 地	農 業 用 地	山 林 原 野	そ の 他		計
	田	畑	樹園地	小計								
22, 149	10, 327	497	231	11, 055	75	14	31	5	1, 513	12, 693	9, 456	

(3) 地域農政対策事業の推進 1-3

農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営改善計画の審査・認定を行い、地域農業の担い手となる認定農業者を確保し、地域農業の振興を図るとともに、農用地の確保により、有効利用と農業の担い手育成を図っていきます。

○ 認定農業者数 単位：人

	24 年度末
認定農業者数	940

(4) 農用地利用集積の推進 1-3

土地利用型農業における農業の経営基盤の確立を図るため、利用権設定等促進事業を積極的に推進し、農用地の利用集積を図ります。

○ 農用地利用集積計画の実績（平成 25 年 3 月 31 日現在）

年 次	利用権等 設定数	面 積	設定期間（面積内訳）
平成 24 年	1, 377 件	655. 5ha	6 年未満 332. 4ha 10 年以上 197. 0ha 10 年未満 81. 9ha 所有権移転 44. 2ha

(5) 新需給調整システム推進事業 1-3

需要に応じた米を生産することにより米価の安定を図ることができるため、生産調整を積極的に推進しています。

さらに、食料自給率の向上を図るとともに、農業と地域を再生させる経営所得安定対策を活用しながら平坦部においては土地利用型農業である米・麦・大豆を中心に、また中山間部においては野菜等の園芸作物や新規需要米（飼料用米、米粉用米、W C S）を中心に推進しています。

米については、消費者ニーズや環境に配慮するため、減農薬・減化学肥料栽培による特色ある米づくりを目指し、転作作物については、学校給食への供給や直売所など地域密着型販路の拡大を図り、安全で安心な農作物の振興を図っていきます。

併せて、農業に対する理解を深めてもらうため農業・食についての教育を推進します。

○ 生産調整の目標と実績

年度	水田面積 (ha)		生産調整			
			目標面積(ha)	配分率(%)	実施面積(ha)	達成率(%)
23	本庁	3,681	1,149	31.21	1216	105.83
	三瀬支所	250	87	34.68	93	107.48
	富士支所	720	219	30.42	227	103.65
	大和支所	688	227	33.01	241	106.17
	諸富支所	542	201	37.15	206	102.19
	川副支所	2,406	918	38.15	958	104.36
	東与賀支所	963	305	31.67	314	102.95
	久保田支所	795	332	41.79	364	109.50
	計	10,045	3,438	34.23	3,619	105.26
24	本庁	3,675	1,195	32.52	1,259	105.36
	三瀬支所	248	84	33.87	85	101.19
	富士支所	726	224	30.88	227	101.24
	大和支所	687	236	34.35	240	101.69
	諸富支所	540	194	35.96	203	104.86
	川副支所	2,405	947	39.38	1,028	108.55
	東与賀支所	961	316	32.88	323	102.22
	久保田支所	795	294	37.00	339	115.31
	計	10,037	3,491	34.78	3,704	106.13

(6) さがの米・麦・大豆競争力強化対策事業 1-3

佐賀市の各地域の「人・農地プラン」において明確化した担い手に対し、農地・農作業の利用集積を促進するとともに、より安全・安心な米・麦・大豆の生産を拡大するなど、消費者に魅力のある売れる米・麦・大豆づくりを推進します。

○ 省力・低コスト化条件整備事業 16,795 千円

効率的な生産体制の確立に必要な農業用機械（大豆コンバイン、外）及び施設（農業用機械倉庫）の整備に対して助成を行っています。

(7) 中山間地域等直接支払推進事業 1-3

中山間地域での耕作放棄の発生を防止し、農地が持つ多面的機能を維持していくために集落協定を締結した集落に対し助成しています。

(平成 24 年度実績)

集落数	協定面積 (㎡)	事業費 (円)	補助金額 (円)
82	12,998,034	228,421,556	57,425,233

(8) 経営所得安定対策の推進 1-3

販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することによ

り、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって、食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持することを目的とした経営所得安定対策の推進を図ります。

(9) 園芸振興 1-3

本市の園芸農業は、山間地から平坦部まで変化に富んだ地形を活用し、野菜、果樹、花き等において様々な品目に取り組んでいます。

平坦部は、土地利用型農業の複合経営策としての取り組みが主であり、いちご、アスパラ、なす、トマト、きゅうり、小ねぎ等の施設野菜やたまねぎなどの露地野菜、中山間地域では、温州みかんや中晩柑などの高品質の果樹、北部の山間地では冷涼な気候を活かした、ほうれんそう、パセリ、レタス、アイスパラントなどの多彩な高冷地野菜等の産地が形成されています。

園芸農業においては、産地間競争の激化や輸入野菜の増加等から、全ての品目において価格は低下傾向にあり、また生産者の高齢化も進んでいます。

今後は、安全・安心な作物を求める消費者のニーズ、また市場の求める安定的な生産に対応した園芸産地づくり、省力化・低コスト化等の推進による産地体質の強化、新たな品目の導入や担い手の育成を図っていく必要があります。

このため、国・県・市の補助事業による機械・施設整備等の推進による生産振興、野菜価格安定のための基金助成、各作物部会の組織・活動の支援等により、園芸農家の所得向上と競争力があり収益性の高い園芸産地づくりを図っていきます。

○ 主要園芸作物販売実績（平成 24 年度実績）

野菜、果樹、花き					
	品目	販売額 (千円)		品目	販売額 (千円)
1	いちご	465,996	8	花き（切花）	132,473
2	きゅうり	220,710	9	トマト	123,830
3	温州みかん	193,253	10	花き（菊）	76,817
4	タマネギ	162,085	11	デコポン	49,232
5	なす	159,567	12	パセリ	47,907
6	アスパラガス	149,197	13	花き（トルコキキョウ）	47,233
7	七草	140,088	アイスパラント、ハウレン草、ハウスみかん他		

【事業内容】

① さがの強い園芸農業確立対策事業（県・市補助）

園芸農業に取り組む農業者が、省資源・環境保全型園芸農業の取り組みや新たな園芸生産の取り組みを進めることにより、安定した農業経営及び持続的に発展することが可能な強い園芸農業を確立するため、栽培施設や機械の導入に要する経費に対し補助を行っています。

～平成 24 年度実績～

件数	事業費(円)	補助金計（円）	内訳	
			県費	市費
28	211,282,115	99,562,000	78,576,000	20,986,000

② 農業生産資材廃棄物適正処理事業（市単独）

農業生産資材の廃棄に係る農家の負担軽減と環境に負荷を与えない農業の推進の一環として、佐賀市他 7 農業生産資材廃棄物適正処理推進協議会が実施する農家から排出される廃棄ビニール等の農業生産資材廃棄物の集団回収処理に要する経費に対し補助を行っています。

～平成 24 年度実績～

回収量	総事業費	補助金額
315 t	7,247,514 円	2,346,000 円

③ 施設園芸導入推進事業（市単独）

野菜、花き及び果樹等の園芸特産物の生産を振興し、農家所得の向上を図るため、市内の農業者が小規模な園芸施設用ハウス等の設置に要する経費に対し補助を行っています。

～平成 24 年度実績～

事業主体数	総事業費	補助金額
9 戸	2,068,314 円	685,000 円

④ 園芸特産物集団化育成事業（市単独）

園芸特産物の安定的な生産拡大及び農業者の生産技術向上を図るため、農業者等で組織する団体が行う経営改善のための研修、販売促進活動等に要する経費への補助を行っています。

～平成 24 年度実績～

616,000 円

補助事業者：佐賀市農協園芸特産振興協議会、J A 神埼郡山間苺部会

J A 神埼郡山間ピーマン部会、三瀬村果樹部会

(10) 特産物協議会支援事業 **1-3**

佐賀市の農産物の消費拡大と地産地消を進めるため、農協など他団体とともに特産物振興協議会を設置し、P R ・販促活動を行っています。

① ファームマイレージ運動

市内の直売所、スーパーなどの協力店において、市内産の農産物に目印となる「うまさがシール」を貼って販売し、安全・安心を P R しながら消費拡大を図ることにより、農業・農地を守る取り組みを行っています。

ア 協力店 28 店舗（平成 24 年度末現在）

イ シール発行枚数 1,585,000 枚（平成 24 年度）

② さがん農業サポーター登録制度

消費者に農業のファンになってもらい、農業を支える意識を高めるため、サポーター登録者への情報発信や農業に関するイベントを実施しています。

ア 登録者数 1,322 人（平成 24 年度末現在）

イ サポーター体験・販売イベント 9 回（平成 24 年度）

③ 販売促進、P R 活動

さがん農林水産トラック市、バルーンフェスタ「うまかもん市場」、東京都内百貨店など

～平成 24 年度実績～

4,800,000 円

(11) 畜産振興 1－3

佐賀市の畜産は、農業との複合経営の中で、小頭数を飼養する者が多くを占めています。また、原油高騰などの厳しい経営情勢のなか、飼養者の高齢化・後継者不足、環境問題及び近年の国内での口蹄疫や鳥インフルエンザ等の家畜伝染性疾病的の発生等により、年々農家戸数、飼養頭羽数とも減少傾向にあります。

このような状況の中、畜産農家の経営安定と安全・安心な家畜畜産物の生産の推進を図っていきます。

【事業内容】

○ 佐賀市における畜産関係飼養状況（平成 24 年度末）

	乳用牛	肉用牛 (和牛)	豚	養鶏 (採卵)	養鶏 (肉用)	馬
畜産農家戸数	12 戸	35 戸	5 戸	21 戸	7 戸	6 戸
頭羽数	281 頭	1,375 頭	12,708 頭	104 千羽	243 千羽	201 頭

① 家畜防疫対策事業（市単独）

安心安全な畜産物の生産を推進するため、佐賀市家畜畜産物衛生指導協会において、家畜伝染病の予防及び家畜衛生に関する技術指導事業を行います。

＜主な事業＞

ア 予防接種事業

イ 消毒薬配布事業

ウ 家畜排泄物処理に関する指導

エ 家畜衛生に関する研修会及び講習会の実施など

～平成 24 年度実績～

326,000 円

② 死亡獣畜処理対策事業

畜産農家が死亡獣畜を処理場まで搬送した経費に対し助成を行い、畜産環境の保全を図ります。

～平成 24 年度実績～

700,000 円

(12) 直売所・加工所連絡協議会支援事業 1－3

消費者の食の安全に対する意識が高まる中、地元産の新鮮で安心な生産者の顔の見える農産物直売所が注目されています。

消費者のニーズに応じた農産物等を提供し、「地産地消」を推進するため、直売所・加工所の協議会が行う研修、PR 活動に要する経費を助成しています。

① 佐賀市農産物直売所・加工所連絡協議会

直売所 11 組織、加工所 4 組織

② 活動内容

- ア PR（市報・ホームページ掲載等）
 イ イベント出店（バルーンフェスタ「うまかもん市場」、さが消費者フェスタ）
 ウ 研修会の実施（先進地視察、食品衛生及び食品表示等）
 エ 消費者交流事業（ふるさと自慢教室）3回
 ～平成24年度実績～
 300,000円

(13) 匠な特産物開発事業 1-3

収益性のある新たな農産物の導入及び産地化に向け、試験栽培に対する助成を行っています。

件数	総事業費	補助金額
13件	4,815,298円	1,695,377円

(14) 6次産業化・農商工連携推進事業 1-3

経営多角化による所得向上のため、生産者、実需者である商工業者及び支援団体をリストアップし、農商工連携のマッチング、新たな商品化に向けた支援を行っています。

また、農林漁業者が加工、販売を一体的に行う6次産業化やインターネット販売などの新たな販売方法に取り組む経費に対する助成を行っています。

○ はじめてみよう！佐賀市6次産業化支援事業費補助金

件数	総事業費	補助金額
5件	2,478,200円	1,191,000円

(15) 有機農業普及啓発事業 1-3

有機農業に対する理解を促進のための年間を通した圃場実習研修や親子向けの体験学校の実施、生産者に対する有機JAS認定料や出荷資材の作成などの費用の一部助成などにより有機農業の普及を図っています。

① 有機農業研修

	チャレンジコース	アグリプロコース
対 象	家庭菜園、入門者向け	本格的に有機農業を始める人
研修時間	月3時間×2～3回×10月	3時間×週5日×10月
修了者	14人	2人

② ほんなもんば体験学校

- ア 月1回×7月開催
 イ 稲作（田植え、除草、稲刈り）、芋・枝豆栽培（定植、除草、収穫などの作業）
 ウ 参加者 35家族、111人

③ 有機農業普及啓発事業費補助金

- ア 補助対象者 6人 269,000円

④ 循環型農業実証試験

- ア 試験品目 5種（水稻、麦、大豆、玉ねぎ）
 ～平成24年度実績～

3,525,547 円

(16) 体験農園・市民農園 1-3

土や農業と触れ合う機会を提供することにより、農業に対する理解の促進や都市住民との交流を促進するため、佐賀市三瀬体験農園や街なかでの体験農園の運営、農家等が運営のする市民農園の広報支援を行っています。

区 分	運営主体	箇所数、回数等	使用料等	備 考
三瀬体験農園	佐賀市	97 日	5 千円/年	参加者 27 人
街なか体験農園	佐賀市	12 回	3 千円/年	参加者 78 人
市民農園	農家等	市内開設数 16 箇所	4 千～6 千円/年	農園利用方式

～平成 24 年度実績～

1,406,558 円

(17) クリーク公園 1-3

佐賀平野特有のクリークが姿を消しつつある中、クリークの持つ特性を継承し、後世に伝え、クリークと水田の織り成す四季折々の田園風景を保全・創出し、農村の原風景を再現した「農業公園」を平成 12 年 4 月に開園しました。

園内管理棟には、農産加工の厨房、研修室、談話室等、また、園内にはボート場、とんぼの遊具施設も設けています。

～平成 24 年度実績～

年間来場者数 36,326 人

管理経費 19,598,889 円

○ 公園の概要

公園面積：6.15ha	南北延長：700m	1 周距離：約 1.8 km
管理棟：四季のめぐみ館 (延床面積 630 m ²)	ボート小屋 1 棟	外部トイレ 2 箇所
休憩施設 4 箇所	多目的遊具 1 基	ボート 2 艘

管理棟「四季のめぐみ館」

〔開館時間〕 9：30～17：00

〔休 館 日〕 月曜日、祝祭日の翌日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）、
盆（8 月 13 日から 8 月 15 日まで）

〔所 在 地〕 〒840-0913 佐賀市兵庫町大字淵 4413 番地
TEL ・ FAX 36-9039

(18) 農山漁村交流支援事業 1-3

消費者の農業に触れる機会をつくる、食と農を題材にした消費者体験ツアーの実施や農林漁業者が実施する体験交流活動の活発化のための助成により、都市と農山漁村の交流を促進しています。

① 「食」と「農」の体験交流事業（さがのよかここアグリツーリズム）

- ア 稲作、酒づくり体験 4回シリーズ（参加者 15 人）
イ 北部中山間地域の資源を生かした体験交流 4 回（参加者延べ 77 人）
② 佐賀市農山漁村交流支援事業費補助金（さがアグリツーリズム支援事業）
ウ 交付団体 6 団体 1,499,000 円

(19) 佐賀市大和町松梅地区活性化施設 1－3

佐賀市大和町松梅地区活性化施設（道の駅大和そよかぜ館）は、中山間地域である松梅地区を中心とした、市産農産物の直売、地域住民の研修や交流イベント、観光情報の提供等を通して、地域の活性化に寄与しています。

① 施設の概要

- ・ 木造平屋建 621 m²
研修室（151.62 m²）、調理室（42.28 m²）、多目的ホール（107.75 m²）、展示ホール（195.75 m²）、事務室（20.25 m²）
屋外トイレ、オートキャンプ場（6 区画）

(20) 森林の保全 3－8

本市の北部地域を主とする森林面積は、約 17,800 h a で市の総面積の約 42%を占めています。

森林は、木材を生産するだけでなく、水資源のかん養、国土の保全、保健休養や地球温暖化の防止など多くの公益的機能を有しており、市民生活を行う上で貴重な「みどりの資源」として、市民すべての財産となっています。

しかし、近年の木材価格の低迷や過疎化、高齢化による林業従事者の減少に伴い、維持管理が適切に行われない森林が増加し、森林の持つ公益的機能を低下させ市民生活に影響を及ぼすことが懸念されています。

このような状況の下、国では「切捨て間伐」から「搬出間伐」へ政策を転換し、森林施業の効率化と間伐材の利用促進を推進していくこととされています。このため、市においても、森林・林業を再生させていくため、平成 25 年 3 月に「佐賀市森林・林業再生計画」を策定しました。

この計画では、森林施業の集約化や路網整備の促進、高性能林業機械の導入により、生産コストの削減を図ります。更に、需要ニーズに応じた加工・流通体制の整備による市産材の安定供給体制の構築、公共建築物等への市産木材の利用促進による木材利用拡大等に取り組めます。そして、林業を活性化し森林を健全に育てていくことにより、かけがえのない財産である森林を次世代に繋げていきます。

【主な事業】

① 市有林造林事業

優良材生産に伴う市有財産の形成及び水資源のかん養、国土の保全など森林の持つ公益的機能の維持保全を図るため市有林の適切な維持管理に努める。

② 民有林整備事業

過疎化、高齢化による林業労働力の減少を防止し、担い手の育成を図るとともに、手入れ不足の森林が増加する中で優良材生産及び公益的機能の維持保全を図るため適切な森林整備を行う。

○ 佐賀市所有形態別森林面積表（H23 佐賀県森林・林業統計要覧）

単位：ha

種別 旧市町村	民 有 林						国有林	合計
	市有林	県営林	旧緑資源機構	官行造林	私有林	計		
佐賀市	69	121	—	—	248	438	402	840
大和町	92	20	142	15	1,728	1,997	642	2,639
富士町	1,159	156	431	163	8,093	10,002	1,415	11,417
三瀬村	528	4	—	—	1,921	2,453	611	3,064
合計	1,848	301	573	178	11,990	14,890	3,070	17,960

③ 林道維持管理事業

林道は林産物の搬出や森林の管理、地域における生活道路や登山、ハイキング道路として多くの人々に利用されており、森林資源の維持増進に重要な役割を果たしている。

佐賀市で管理する林道は 91 路線、延長 193 km にもおよび、今後も林道における通行の安全を図るため適切な維持管理や整備に努める。

○ 佐賀市林道一覧

林道 旧市町村	開 設		舗 装	
	路線数	延長（m）	延長（m）	舗装率（％）
佐 賀 市	2	4,432	3,832	86.46
大 和 町	5	11,853	10,292	86.83
富 士 町	65	140,355	127,401	90.77
三 瀬 村	19	36,806	27,613	75.02
合 計	91	193,446	169,138	87.43

(21) 水産業振興

① 佐賀市の水産業の特徴

佐賀市の水産業は、有明海でのノリ養殖が盛んで生産量、生産金額ともに全国一を誇ります。

有明海は、ほぼ陸地に囲まれた“閉ざされた湾”です。そこに、多良岳から流れでる塩田川、天山から六角川、背振山から嘉瀬川、遠く阿蘇山や九重山からは筑後川、矢部川などの大きな川が、栄養豊かな水と土砂を運んでくれるため、有明海はとても豊かな海となっています。

また、有明海は干満の差が大きいことで有名です。佐賀市の漁場は、湾の一番奥に位置するため、その有明海の中でも大きな潮の満ち引きがあります。この潮の流れが川の真水と海の塩水をノリ養殖に適した濃度に調整したり、養分や酸素を供給してくれます。

さらに、有明海の潮の満ち引きは、沖合い 5 km に及ぶ広大な干潟をもたらしてくれます。そこは有名なムツゴロウや有明海独特の生きものの「ゆりかご」となっています。

佐賀市のノリ養殖は、この干潟に支柱を建ててノリ網を固定し、一日に 2 回干出させることによって“佐賀ノリ”独特のうまみと柔らかさをつくり出しています。このように、恵まれた漁場で生産された佐賀市のノリは、平成 24 年度の生産枚数が 14 億 4 千万枚、生産金額が 146 億円と量・金額とも 10 年連続で全国一となっています。

また、ノリ以外にもワラスボ・ウミタケ・ハゼ・エツなど、有明海は豊かな海の恵みを届けてくれる、まさに“里海”です。

② 佐賀市の漁港

ア 寺井津漁港（第1種漁港）

陸揚量 5,645.3 t

陸揚金額 1,588 百万円

登録漁船隻数（平成23年港勢調査）

3 t 未満 100 隻

3～5 t 69 隻

5～10 t 3 隻

10～20 t 1 隻

漁港の所在 佐賀県佐賀市諸富町大字寺井津字搦

漁港の指定 昭和27年5月28日（農林省告示第230号）

漁港管理者の指定 昭和30年9月7日（諸富町告示第406号）

関係漁協 佐賀県有明海漁協諸富町支所

○ 主な施設

物揚場	566m	道 路	939m
栈 橋	382m	船揚場	42m

イ 戸ヶ里漁港（第2種漁港）

漁港の指定 昭和27年5月28日（農林省告示第230号）

漁港管理者の指定 昭和30年9月7日（川副町告示第406号）

陸揚量 27,899.7 t

陸揚金額 7,661 百万円

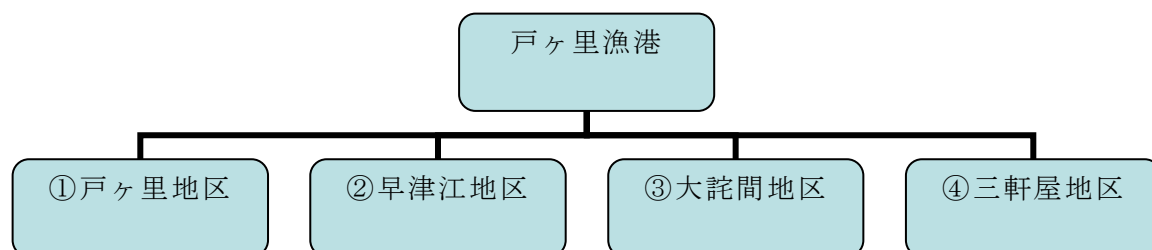
登録漁船隻数（平成23年港勢調査）

3 t 未満 357 隻

3～5 t 251 隻

5～10 t 11 隻

10～20 t 1 隻



i 戸ヶ里漁港（戸ヶ里地区）

漁港の所在 佐賀県佐賀市川副町大字犬井道字戸ヶ里

関係漁協 佐賀県有明海漁協南川副支所、広江支所、諸富町支所

○ 主な施設

護 岸	78m	道 路	3,149m
物揚場	1,778m	船揚場	145m

栈 橋	1,086m	漁船保管施設用地	18,800 m ²
橋 梁	28m		

ii 戸ヶ里漁港（早津江地区）

漁港の所在 佐賀県佐賀市川副町大字早津江

関係漁協 佐賀県有明海漁協早津江支所

○ 主な施設

物揚場	808m	道 路	915m
栈 橋	516m		

iii 戸ヶ里漁港（大詫間地区）

漁港の所在 佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字海路端

関係漁協 佐賀県有明海漁協大詫間支所

○ 主な施設

物揚場	476m	道 路	1,067m
栈 橋	348m	船揚場	20m

iv 戸ヶ里漁港（三軒屋地区）

漁港の所在 佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字三軒屋

関係漁協 佐賀県有明海漁協大詫間支所

○ 主な施設

物揚場	499m	道 路	497m
栈 橋	173m	船揚場	30m

ウ 広江漁港（第1種漁港）

陸揚量 12,979.8 t

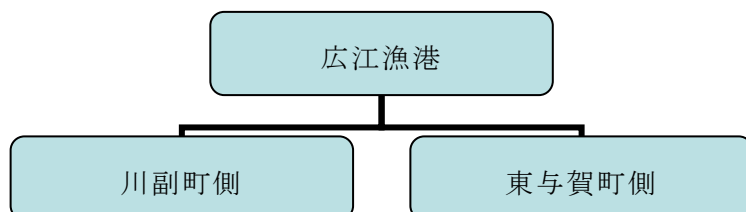
陸揚金額 3,579 百万円

登録漁船隻数（平成23年港勢調査）

3 t 未満 209 隻

3～5 t 180 隻

5～10 t 3 隻



漁港の所在 佐賀県佐賀市川副町大字小々森字広江

東与賀町大字下古賀字年徳搦

漁港の指定 昭和27年5月28日（農林省告示第230号）

漁港管理者の指定 昭和32年5月26日（佐賀県告示第205号）

関係漁協 佐賀県有明海漁協広江支所、東与賀町支所

○ 主な施設

物揚場	1,643m	道 路	2,345m
栈 橋	565m	加工場用地	33,344 m ²

船揚場	100m	橋 梁	30m
航 路	6,400m		

エ 佐嘉漁港（第 1 種漁港）

陸揚量 3,658.1 t

陸揚金額 975 百万円

登録漁船隻数（平成 23 年港勢調査）

3 t 未満 69 隻

3～5 t 61 隻

5～10 t 1 隻

漁港の所在 佐賀県佐賀市西与賀町大字相応津（本港）

嘉瀬町大字十五（分港）

漁港の指定 昭和 48 年 5 月 16 日（農林省告示第 1022 号）

漁港管理者の指定 昭和 48 年 6 月 15 日（佐賀市告示第 293 号）

関係漁協 佐賀県有明海漁協佐賀市支所

○ 主な施設

護 岸	561m	道 路	383m
物揚場	905m	航 路	291m

オ 福所江漁港（第 1 種漁港）

陸揚量 2,142.5 t（久保田町分）

陸揚金額 551 百万円（久保田町分）

登録漁船隻数（平成 23 年港勢調査）

3 t 未満 51 隻（久保田町分）

3～5 t 46 隻（久保田町分）

漁港の所在 佐賀県佐賀市久保田町大字江戸

小城市芦刈町大字下古賀

漁港の指定 昭和 53 年 12 月 6 日（農林省告示第 555 号）

漁港管理者の指定 昭和 54 年 2 月 21 日（佐賀県告示第 327 号）

関係漁協 佐賀県有明海漁協久保田町支所、（芦刈支所）

○ 主な施設（久保田町分）

物揚場	35m	栈 橋	158m
船揚場	30m		

③ 市内の漁協

（平成 23 年港勢調査）

組合（支所）名	正組合員数	漁家数	経営体数
諸富町	127	79	76
早津江	65	36	36
大詫間	167	99	99
南川副	289	185	143
広 江	141	103	86
東与賀	116	111	102

佐賀市	69	54	56
久保田町	42	43	37
計	1,016	710	635

④ ノリ養殖の協業化

協業化とは、各漁家で行っていたノリ養殖の作業を複数の漁家がグループになり、共同で行うことです。協業化により各漁家にかかる経済的負担の軽減、労働時間の短縮が可能です。

たとえば、漁場での作業をグループで行えば、漁家ごとに必要な漁船もグループで数隻を所有、維持、管理すればよくなりますし、加工、製造にかかる機械類も共同で購入、利用（ノリ共同加工場を整備）することでコストの削減と規模の拡大による生産性の向上が図られます。

また、従来繁忙期には各漁家が連続して行っていた漁場での作業（種付けや展開、摘採）と陸上での作業（加工、製造）を分担して行うことで、労働時間の短縮につながるとともに、これまで以上に品質管理を徹底できるようになり、良質なノリの安定生産が可能となります。

○ ノリ共同加工場（ノリ協業化施設）整備状況

地区名	年度別整備状況（ライン数）							
	H19 以前	H20	H21	H22	H23	H24	H25	合計
諸富町地区	7		1					8
早津江地区		2	1					3
大詫間地区	1	2						3
南川副地区	18		6			3		27
広江地区	10							10
東与賀町地区	12			4				16
佐賀市地区	8	2						10
久保田町地区	5		1					6
佐賀市全体	61	6	9	4	0	3	0	83

○ ノリ養殖協業化率（平成 25 年 3 月末現在）

地区名	行使者数	協業漁家数	協業化率
諸富町地区	63	37	58.7%
早津江地区	30	9	30.0%
大詫間地区	75	11	14.7%
南川副地区	158	98	62.0%
広江地区	73	42	57.5%
東与賀町地区	83	69	83.1%
佐賀市地区	42	40	95.2%
久保田町地区	28	23	82.1%
佐賀市全体	552	329	59.6%

2 土地改良事業

(1) かんがい排水事業 3-7

① 国営筑後川下流土地改良事業

本地区は有明海に面した全国有数の農業地帯で、佐賀・福岡の両平野にまたがる水田農業地帯と山麓に広がる果樹園地帯からなる。

筑後川及び嘉瀬川等からの導水による大規模な用排水系統の再編成、淡水取水の切替え、用水不足の解消を図るとともに、地盤沈下の防止等に寄与し、併せてほ場整備事業等により農業基盤を整備し、農業の近代化、農業経営の安定化を図る。

ア 関係市町村 佐賀・福岡の 20 市町村

(佐賀県：佐賀市外 6 市 6 町 福岡県：久留米市外 7 市 1 町)

イ 受益面積 40,899 ha

ウ 主要工事計画 幹線水路：236 km 排水施設：20 か所

エ 事業の経過

昭和 51 年度 市町村特別申請事業として着工

昭和 54 年度 第 1 回計画変更 事業の促進を図るため、一般型、特別型（白石）及び水資源開発公団事業の 3 事業に分割。

昭和 60 年度 一層の事業促進を図るため、一般型事業のうち未着手となっていた徳永線、諸富線の 2 路線について部分特別型事業を導入。

平成 6 年度 部分特別型事業の完了

平成 7 年度 第 2 回計画変更 受益面積、事業費等を見直し

平成 8 年度 筑後川から通水開始 翌 9 年度、水資源開発公団事業の完了

平成 16 年度 第 3 回計画変更 第 2 回計画変更以降の受益面積の減少、用水系統や施設計画の見直し、軟弱地盤対策や工法変更等による総事業費の増加などから、事業計画の変更が行われた。

オ 総事業費 1,875 億円

カ 工 期 平成 23 年度まで（筑後大堰掛かりは H19 に完了）

キ 主な工事

○ 公団営、部分特別型

区 分		事業主体	名 称	事業費	工 期	進捗
基幹施設	公 団	水公団	筑 後 大 堰	13 億 7,000 万円	S48～S59	完了
		水公団	佐賀東部導水路	466 億 3,800 万円	S54～H 9	
末端施設	公 団	水公団	大 詫 間 幹 線	110 億 700 万円	S54～H 9	完了
	部 分 特 別	農水省	諸 富 線	37 億 5,400 万円	S60～H 6	完了
			徳 永 線	86 億 1,600 万円		

○ 一般型（事業主体＝農水省）

	名 称	工 期	備 考
基幹施設	佐賀 東 部 導 水 路	～H19	総事業費 17 億 1,500 万円 ※ 淡水取水施設の撤去工事の追加
	佐賀 西 部 導 水 路	～H23	平成 23 年度完成

	名 称	進捗率(%)	備 考
末端施設	三 田 川 線	100.0	平成 19 年度完成
	千 代 田 線	100.0	
	南 里 線	100.0	
	諸 富 線	100.0	
	徳 永 線	100.0	
	城 原 金 立 線	100.0	平成 21 年度完成
	徳永線排水機場	100.0	平成 16 年度から稼動
	佐賀西部高域線	55.0	平成 26 年度完成予定

② 国営筑後川下流土地改良事業・佐賀西部地域（嘉瀬川右岸上流地区）（事業主体＝農水省）

	名 称	工 期	備 考
基幹施設	佐賀西部導水路	～H23	総事業費 300 億円
末端施設	佐賀西部高域線	～H25 予定	総事業費 80 億円

佐賀市（旧大和町）・小城市・多久市を跨ぐ、佐賀西部地区で川上頭首工を取水とした農業用導水路を国営で造成中、末端施設を県営戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業で実施。

(2) ほ場整備事業 3－7

かつて、佐賀平野の農地等の区画は狭小不整形で、道路、小河川の幅員も狭く屈曲し、そのうネクリークは用排水兼用で貯水位が高く、農地の汎用性を妨げており、農業近代化への阻害要因となっていた。

このため、農業近代化に必要なほ場条件の整備をはかり、省力化、多目的土地利用（農地の汎用化）、農業経営の近代化（協業経営、委託耕作等）、集団化（生産団地）等を目的として、農道の整備、大型機械導入が可能な大区画ほ場（30a 以上）による乾田化、用排水分離の水管理の合理化等ほ場整備条件の整備を実施した。

また、基盤整備の目的は、地域農業生産の向上のため、担い手を育成し効率的で安定した農業経営体を組織し、農業構造の改善と確立を目的とする。

事業地区	整地面積 (ha)	工期	完了公告年度	事業名
蓮池	152.8	S49～S59	H9	①一般型
久保泉東部	188.6	S60～H11	H16	①一般型
久保泉西部	133.1	S60～H11	H16	①一般型
久保泉南部	57.3	H3～H15	H16	①一般型
江頭	36.7	H4～H8	H13	①一般型

南川副南部	339.1	S60～H11	H13	①一般型
南川副西部	174.3	S61～H8	H10	①一般型
南川副東部	153.3	S62～H11	H13	①一般型
大詫間	427.9	S44～S53	S54	①一般型
諸富	534.0	S49～H11	H12	①一般型
東与賀	552.1	S41～S47	S50	①一般型
久保田西	459.7	S45～S55	S57	①一般型
久保田	509.9	S45～S55	S57	①一般型
金立南部	156.9	H1～H15	H17	②担い手育成型
金立北部	90.9	H3～H12	H17	②担い手育成型
金立東部	126.2	H9～H17	H20	②担い手育成型
鍋島	73.1	H8～H15	H16	②担い手育成型
兵庫北部	104.4	H9～H16	H19	②担い手育成型
兵庫東部	70.1	H14～H18	H20	②担い手育成型
川上南部 1	204.6	S54～H5	H12	②担い手育成型
川上南部 2	221.8	S54～H4	H12	②担い手育成型
嘉瀬	492.2	S55～H11	H13	③干拓地等農地整備
城西第 1	244.2	S57～H9	H14	③干拓地等農地整備
城西第 2	247.7	S58～H9	H13	③干拓地等農地整備
北川副	240.1	S61～H11	H16	③干拓地等農地整備
巨勢	155.7	S63～H11	H14	③干拓地等農地整備
兵庫南部	160.1	H1～H12	H17	③干拓地等農地整備
川副北部	226.7	S60～H10	H14	③干拓地等農地整備
川副東部	116.4	S59～H5	H14	③干拓地等農地整備
川副中部	232.0	S59～H10	H14	③干拓地等農地整備
川副西部	376.1	S51～H2	H3	③干拓地等農地整備
東与賀（北部）	571.4	S46～S60	S61	③干拓地等農地整備
兵庫西部	124.7	H5～H13	H19	④農地還元資源
合計	7,954.10			

(3) 経営体育成基盤整備事業 3-7

ほ場整備事業にかわる平成 15 年度からの事業で、効率的かつ安定的な経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立する為必要となる生産基盤及び生活環境の整備を経営体の育成を図りながら一体的に実施することにより、高生産性農業の展開が見込まれる大規模水田地域の整備を着実に推進するとともに、優良農地を将来にわたり適切に維持・保全することで、食料自給率の向上、農業の多面的機能の十分な発揮に資することを目的とする。

① 地域 大授搦・大搦地区

- ア 事業申請 平成 18 年度に受益面積 329ha で申請（集積型）
- イ 総事業費 15 億円
- ウ 工期 平成 18 年度～平成 25 年度

② 地域 蓮池地区

- ア 事業申請 平成 20 年度に受益面積 147ha で申請（一般型）
- イ 総事業費 9 億円

ウ 工期 平成 20 年度～平成 25 年度

③ 地域 鍋島東地区

ア 事業申請 平成 24 年度に受益面積約 79ha で申請（区画整理型）

イ 総事業費 14 億円

ウ 工期 平成 24 年度～平成 31 年度

④ 地域 鍋島本村地区

ア 事業申請 平成 25 年度に受益面積 48ha で申請[予定]（区画整理型）

イ 総事業費 9 億円

ウ 工期 平成 26 年度～平成 32 年度

- ⑤ 負担割合（集積型） 国 50% 県 32.5% 市 8.75% 農家 8.75%
（一般型） 国 50% 県 27.5% 市 11.25% 農家 11.25%
（区画整理型） 国 50% 県 25% 市 12.5% 農家 12.5%

※ 集積型は佐賀県独自の要件を定めたもの

(4) 農道整備事業 **3-7**

① 農道整備事業（市単）

ほ場整備を実施し、農道が砂利道であるため農作物等の運搬に支障を来している地区において、農道整備事業（舗装）をすることにより、荷傷み防止等の営農条件及び生産効果を高め、畑作導入を容易にし、農地の高度利用を促進し、農業経営の安定を図るため地区内の支線農道について、アスファルト舗装を実施し、農道の整備を行う。

ア 平成 24 年度実績 L = 2,988 m 事業費 73,448 千円

イ 平成 25 年度予定 L = 2,660 m 事業費 52,713 千円

(5) 集落基盤整備事業（農村振興総合整備事業） **3-7**

ほ場整備事業などで生産基盤整備がすでに行われた地域もしくは現在整備中の地域において、集落内の水路や道路の整備を行い、生活環境を改善し、将来にわたって安心して豊かに暮らせる農村づくりを目指す。

ア 平成 15 年度から 22 年度まで、佐賀中北部地区（金立町、久保泉町、兵庫町、巨勢町）において事業実施済み。（補助対象事業費 15 億 8,700 万円）

イ 平成 24 年度から 29 年度まで、佐賀地区（大和町、諸富町、川副町、東与賀町、嘉瀬町、西与賀町、本庄町、北川副町、蓮池町）において事業実施予定。

（補助対象事業費 12 億 5,100 万円）

- i 平成 20 年度 佐賀市農村振興基本計画の策定
- ii 平成 20 年度 佐賀市田園環境整備マスタープランの作成
- iii 平成 22 年度 佐賀地区 農村振興総合整備事業実施計画の策定
- iv 平成 24 年度 佐賀地区 集落基盤整備事業（農村振興総合整備事業） 着手

【事業計画】

工 種	総事業量（箇所）
農業集落道路	2,210m（8）
農業集落排水施設	19,929m（50）

(6) 農地防災事業 3-7

① 国営総合農地防災事業<佐賀中部地区>

ア 事業概要

本地区の用水施設は、国営嘉瀬川農業水利事業で昭和 24 年から昭和 48 年に造成されたもので、現在では地域の地盤沈下を主な原因とした機能障害により末端までの配水に支障をきたしており、また、都市開発の進展、有明海沿岸部における干潟の発達等を原因とした排水障害により湛水被害が拡大している。

このため、本事業では用水施設の改修や排水施設の新設により通水・排水機能の回復を図り、農地及び農業用施設を災害から護り、土地利用の高度化を実現し、農業経営の安定と近代化を図っている。

本事業の対象外となっていた川上頭首工の改修、機能低下の発生した用水路等の改修を行うため、事業量、事業費、受益面積及び事業期間の見直しを行い、平成 9 年度に事業計画の変更を行った。

イ 事業内容

- i 地 域 佐賀市、小城市（佐賀土地改良区管内）
- ii 受益面積 10,810ha（用水受益 10,290ha、排水受益 7,320ha）
- iii 総事業費 680 億円
- iv 主要工事 頭首工 川上頭首工改修
用 水 大井手幹線水路 他 7 路線 改修延長 65.1 k m
排 水 城西排水機場 他 11 機場及び付帯排水路 15.3 k m
- v 工 期 平成 2 年～平成 22 年
- vi 平成 22 年度をもって事業完了
平成 23 年度に事業費を償還

※ 排水路、排水機場は佐賀市、頭首工、用水路は佐賀土地改良区で維持管理

② 国営総合農地防災事業<筑後川下流右岸地区>

ア 事業概要

クリークは農業用水の安定供給や、洪水時に雨水を一時貯留し地域を湛水被害から守るなど、重要な役割を有している。

しかし、近年、法面の崩壊が著しく進行しており、今後、崩壊がさらに進行すれば、周辺の農地や道路への被害が増大するほか、崩壊した土砂の堆積により、排水機能や洪水調整機能が発揮できなくなり、広範囲で湛水被害が生じる恐れがある。

このため、クリークの法面保護を行うことで、クリークが本来有する洪水調整機能を回復し、安心、安全な農業や生活の環境づくりを図る。

イ 事業内容

- i 地 域 佐賀市、小城市、神崎市、みやき町、吉野ヶ里町、上峰町（3 市 3 町）
- ii 受益面積 10,822ha
- iii 総事業費 468 億円
- iv 主要工事 クリークの法面保護工 延長 173 km
- v 工 期 平成 24 年度～平成 35 年

③ 県営湛水防除事業（クリーク防災機能保全対策事業）

ア 事業目的

筑後川下流地域のクリークは、農業用水の貯水・送水の他、洪水の一時貯留や地域の排水など公益的な機能を有しているが、近年では、都市化・混住化の進行に伴う水利機構の変化により、クリークに対する洪水負荷が増大しており、クリークの法面崩壊及び湛水被害が拡大している状況である。このため、地域の幹線的な水路等に、急激な水位変動を伴う排水管理に耐えうるような護岸整備を行い洪水調整機能の保全・強化を図ることを目的とする。

イ 継続地区

i 地 域	市の江東部 2 期地区（受益面積 318.2ha）
ii 総事業費	3,294,000 千円
iii 事業量	L = 7,960m
iv 工 期	平成 17 年度～平成 25 年度
v 平成 23 年度繰越	L = 603m 事業費 88,000 千円
vi 平成 24 年度実績	L = 1,291m 事業費 167,000 千円
vii 平成 25 年度予定	L = 100m 事業費 15,000 千円

i 地 域	川副西 2 期地区（受益面積 1,668ha）
ii 総事業費	4,200,000 千円
iii 事業量	L = 10,774m
iv 工 期	平成 17 年度～平成 25 年度
v 平成 23 年度繰越	L = 1,338m 事業費 101,000 千円
vi 平成 24 年度実績	L = 1,032m 事業費 160,000 千円
vii 平成 24 年度繰越	L = 969m 事業費 60,000 千円
viii 平成 25 年度予定	L = 130m 事業費 10,000 千円

ウ 新規地区

i 地 域	佐賀市東部（兵庫・巨勢）地区（受益面積 842.8ha）
ii 事業量	L = 34,213m
iii 工 期	平成 24 年度～平成 33 年度
iv 平成 24 年度繰越	L = 4,550m 事業費 380,000 千円
v 平成 25 年度予定	L = 850m 事業費 78,000 千円

i 地 域	佐賀市南東部（北川副・諸富）地区（受益面積 798.9ha）
ii 事業量	L = 16,782m
iii 工 期	平成 24 年度～平成 33 年度
iv 平成 24 年度繰越	L = 6,000m 事業費 381,000 千円
v 平成 25 年度予定	L = 1,800m 事業費 88,000 千円

i 地 域	大詫間地区（受益面積 471.2ha）
ii 事業量	L = 23,266m
iii 工 期	平成 24 年度～平成 33 年度
iv 平成 24 年度繰越	L = 5,900m 事業費 380,000 千円
v 平成 25 年度予定	L = 1,787m 事業費 130,000 千円

i 地 域	佐賀市南部（本庄・西与賀・東与賀）地区（受益面積 1,604.1ha）
ii 事業量	L = 75,597m
iii 工 期	平成 24 年度～平成 33 年度

iv	平成 24 年度繰越	L = 9, 200m	事業費	380, 000 千円
v	平成 25 年度予定	L = 3, 350m	事業費	160, 000 千円
i	地 域	佐賀市西部（久保田）地区（受益面積 1, 045. 1ha）		
ii	事業量	L = 11, 385m		
iii	工 期	平成 24 年度～平成 33 年度		
iv	平成 24 年度繰越	L = 6, 514m	事業費	358, 000 千円
v	平成 25 年度予定	L = 1, 200m	事業費	76, 000 千円

④ 県営地盤沈下対策事業<佐賀中部地区>

ア 事業目的

地盤の沈下起因して生じた農地、農業用施設の機能低下に対し、その機能を従前の状態に回復するために必要な農業用排水路の新設、廃止又は変更等を行い、併せて災害の未然防止を図ることにより農業経営の安定と国土保全に資する。

イ 事業概要

国営総合農地防災事業<佐賀中部地区>の付帯関連事業として、地区内末端 300ha 未満の施設について本事業で実施する。

ウ 事業内容

i	地 域	佐賀市、小城市（佐賀土地改良区管内）		
ii	受益面積	9391ha		
iii	総事業費	135 億 3,000 万円		
iv	主要工事	用水 水路改修	20,900m	
		排水 水路改修	15,880m、	排水機場 3 カ所
v	工 期	平成 3 年～平成 30 年		
vi	平成 24 年度末進捗率	79%		
vii	平成 25 年度総事業費	（2 市）	163,000 千円	
viii	平成 25 年度事業計画	久留間排水機場、川上 2 号排水路		

⑤ 国営総合農地防災事業<嘉瀬川上流地区>

ア 事業概要

基幹的な農業水利施設である北山ダムが近年、貯水池法面の崩壊が進行しているとともに、洪水吐ゲートに一部変状が生じており、今後更なる機能低下が予想される。このため本事業により北山ダムの機能を回復し、農業経営の安定を図る。

i	総事業費	54 億円
ii	受益面積	9, 431ha
iii	事業主体	佐賀土地改良区
iv	事業期間	平成 23 年度～平成 30 年度（予定）
v	負担割合	国 70% 県 30%
vi	事業内容	北山ダム内の法面保護工、堆砂除去、ゲート・管理施設等の改修

(7) 土地改良施設維持管理事業 **3-7**

① 土地改良施設維持管理適正化事業

土地改良施設の整備補修については、本来、土地改良区等施設の管理者自らこれを行うべきであるが、最近の農村環境の変化に伴い、必ずしもこれらが円滑に行われていない実情に

ある。このため、土地改良区等により施設整備補修のための資金を造成し、この資金を利用して土地改良施設の定期的な整備補修を行い、施設の機能保持と耐用年数の確保を図るものである。

施設の整備補修に要する経費の 30%相当額を一定期間（通常 5 か年）に平準化して積立て（資金造成）、事業実施年度に交付金として 90%を交付され、残りの 10%を市町村が負担して事業を実施する。

○ 資金拠出割合 国 30%・県 30%・市 30%（残りの 10%は事業実施年度に市が負担）

ア 市事業

i 平成 24 年度実績 297 千円 対象：城塚樋門

イ 土地改良区事業

i 佐賀市土地改良施設維持管理適正化事業補助金

ii 佐賀市土地改良施設維持管理事業補助金（平成 16 年度新規）

土地改良施設の機能の保持と耐用年数の確保に資するため、土地改良区が土地改良施設の維持管理を実施する場合に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

iii 地域農業水利施設ストックマネジメント事業補助金

	i 維持管理適正化事業補助金	ii 維持管理事業補助金	iii スtockマネジメント事業補助金
対象	国の土地改良施設適正化事業（先述①の事業）に採択された事業	国の土地改良施設適正化事業に採択されない事業で ・ 事業費が 10 万円以上 200 万円未満 ・ 受益農家が 2 戸以上	国のストックマネジメント事業に採択された事業
	○ 用水路 小規模の水路補修 機械力で行なう堆積土砂の浚渫 ○ 樋門及び樋管 水門扉の塗装および補修 巻き上げ機の補修およびオーバーホール		
補助率	○用水路 事業費の 28% ○樋門及び樋管 事業費の 36%	○用水路 事業費の 70% ○樋門及び樋管 事業費の 90%	○用水路 土地改良区負担の 70% ○樋門及び樋管 土地改良区負担の 90%
H25 事業（補助金）	川副町土地改良区水路浚渫（2,800 千円） 大詫間土地改良区制水門補修（1,080 千円） 東与賀土地改良区制水門補修（900 千円）	佐賀市土地改良区樋門補修（1,800 千円） 川上南部土地改良区水路補修（1,400 千円） 諸富土地改良区樋門補修（1,800 千円） 久保田町土地改良区用水路浚渫（1,400 千円）	諸富土地改良区制水門補修（1,260 千円） 大詫間土地改良区制水門補修（1,355 千円） 東与賀土地改良区制水門補修（2,363 千円）

② 国営造成施設管理体制整備促進事業

地域内の的確な用排水管理を行うため、国営造成施設及び国営附帯造成施設を管理する土地改良区の管理体制の整備・強化を図る。

対象となる土地改良区管内の市町村が受益面積割合に応じて補助金を負担し交付している。

○ 事業対象経費 経常経費（施設管理費、施設費、整備補修費等）の 37.5%以内

	佐賀土地改良区	諸富土地改良区	川副町土地改良区	東与賀町土地改良区	佐賀東部土地改良区
関係市町村	佐賀市	佐賀市	佐賀市	佐賀市外 1 市 4 町	佐賀市外 1 市 4 町
佐賀市負担割合	100%	100%	100%	100%	30.59%

③ 基幹水利施設管理事業

国営で整備された施設のうち基幹的な施設について、国・県からの補助を受け、管理を行う。平成 20 年度より実施

ア 補助率 国 3/10・県 3/10・地元 4/10

イ 実施基幹施設 国営徳永線・南里線（筑後川下流 1 地区・2 地区）・城原金立線

ウ 実施予定施設 国営総合農地防災事業（嘉瀬・城西・東与賀排水機場）

④ 基幹水利施設ストックマネジメント事業

排水機場等の国営、県営土地改良事業により造成された農業水利施設を、機能診断に基づく機能保全対策工事を実施することにより、財政負担の低減及び対象施設の長寿命化を図る。

ア 補助率 （県営）機能診断、機能保全計画の策定 国 50%・県 50%

機能保全計画に基づく対策工事 国 50%・県 30%・市 20%

※ ダム、排水機場、排水樋門の場合

イ 実施予定施設 干拓排水機場（久保田）

川副西部排水機場

佐賀東部地区

○ 佐賀東部地区

昭和 52 年度から県営かんがい排水事業により現在までに用水を確保し、既存の用排水路を整理統合しながら用排水の合理化を図ってきた。しかし、ゲート整備及び水管橋については事業開始から 30 年以上が経過し施設の老朽化が著しく補修・更新が必要な状況である。

i 地域 佐賀東部地区（受益面積 5,614ha）

（佐賀県：佐賀市外 5 市町、福岡県：久留米市、大川市）

ii 総事業費 500,000 千円

iii 対象路線 徳富線、大堂線、曾根線、詫田線、浮島線

iv 主要工事 ゲート設備は扉体及び開閉装置の部品交換・補修等

水管橋は本管及び弁類の部品交換・補修等

v 工期 昭和 52 年度～平成 29 年度

⑤ 水路浚渫事業費補助金

佐賀市内（市街化区域を除く）において、農業用水路の用水及び排水を円滑にし、生産力の増強を図る目的で、各生産組合を単位として実施されている水路の浚渫作業に対し補助を行う。

ア 補助率 人力作業（20%以内）・機械作業（70%以内）

イ 予算額 3,780 千円（予算の範囲内で交付）

(8) 災害復旧事業 **3-7**

豪雨、台風等災害による農地、農業用施設の被害箇所のうち、被害査定額 40 万円以上につ

いて復旧工事を行う。

- 補助率 施設 国 65%・地元 35%（市 35%・地元 0%）
 農地 国 50%・地元 50%（市 35%・地元 15%）

(9) 農地・水・環境保全向上事業 3-7

① 事業概要

農地や農道、水路などの農業生産基盤は、これまで受益者である農業者により保全管理されてきた。しかし、農業者の高齢化、農地の担い手への集積による農家の減少、又、混住化などで十分な保全管理が困難になっている。このため保全管理を農業者だけでなく、地域住民、自治会などの団体が幅広く参加し共同して保全活動を行い、将来にわたり農業農村の基盤を保持し、環境の向上を図る。

② 事業内容

- ア 地 域 佐賀市全域
 イ 活動組織 共同活動支援 110 集落（うち新規 2 集落）
 向上活動支援 55 集落
 ウ 対象面積 共同活動支援 3,991ha（うち田：3,805.8ha、畑：186.0ha）
 向上活動支援 1,818ha（うち田：1,765.3ha、畑：53.1ha）
 エ 事業費 平成 25 年度 208,863 千円（市負担 52,216 千円）
 オ 事業期間 平成 24 年度～平成 28 年度
 カ 負担割合 国：50%・県：25%・市：25%

(10) その他一般単独事業 3-7

① 農業用施設新設改良、維持管理修繕工事及び原材料支給

生産組合から申請のあった箇所について、市職員及び地元関係者立ち会いの上、工事査定を行い新設・改良・維持・修繕の請負工事を行い、簡易で地元施工が可能な工事には原材料を支給する。

- 平成 25 年度事業費 工事請負 55,014 千円
 原材料支給 10,923 千円

② 排水機場等管理

佐賀大学周辺を含む佐賀南西部地域の湛水排除を目的とし、洪水時における排水機場の運転管理を行う。

- 平成 25 年度事業費 17,951 千円

佐賀市管理農林関係排水機場							
	排水機場名	竣工年	形 式 排水能力		排水機場名	竣工年	形 式 排水能力
		管理受諾年				管理受諾年	
1	嘉 瀬	H13	横軸斜流 φ1800*3 7.3*3=22.0 [t/s]	10	徳永線 (基幹水利施設管理事業)	H16	横軸斜流 φ1000*2 2.5*2=5.0 [t/s]
		H23				H20	

2	城西	H9	横軸斜流 φ 1650*3 6.0*3=18.0 [t/s]	11	川副東部	S59	立軸斜流 φ 800*3 1.33*3=4.0 [t/s]
		H23				S60	
3	丸目	S56	横軸斜流 φ 1350*3 3.3*3=10.0 [t/s]	12	第2戊辰（東与賀）	H19	横軸斜流 φ 1500*3 5.3*3=16.0 [t/s]
		S57				H23	
4	得仏（国交省）	S59	立軸斜流 φ 700*2 1.0*2=2.0 [t/s]	13	久保田第1（下新ヶ江）	H9	横軸斜流 φ 1200*2 2.5*2=5.0 [t/s]
						H23	
5	得仏（県）	H9	立軸斜流 φ 600*1 0.8*1=0.8 [t/s]	14	久保田第1（西新地）	S58	横軸斜流 φ 800*2 1.5*2=3.0 [t/s]
6	川上	H12	横軸斜流 φ 1350*3 3.7*3=11.0 [t/s]	15	久保田第2（江戸）	H14	横軸斜流 φ 1000*1 2.5*1=2.5 [t/s]
		H23				H23	
7	南里線（基幹水利施設管理事業）	H13	横軸斜流 φ 1350*2 4.0*2=8.0 [t/s]	16	久保田第2（干拓）	S59	横軸斜流 φ 1000*2 2.5*2=5.0 [t/s]
		H20				S60	
8	川副西部	S57	φ 1100*1+1200*2 2.0+3.0*2=8.0 [t/s]	17	福富	H13	横軸斜流 φ 800*2 1.5*2=3.0 [t/s]
		S58				H13	
9	湾道	H21	立軸水中斜流 φ 400*2 0.3*2=0.6 [t/s]				
		H23					

③ 農村公園等維持管理

集落内の生活環境を保全するために、農村総合整備モデル事業や農村振興総合整備事業により整備された施設の維持管理を行う。

ア 農村公園施設本体の維持管理費 2,538 千円

④ 横堤保存事業

横堤は、神崎市神埼町との境から巨勢川までの延長 1,650m（面積 6,777 m²）にわたる緑地で、佐賀平野に残された貴重なグリーンベルト、生態系ネットワークの拠点、ふるさとの現風景、歴史的遺産として市で買収、保存、整備を行う。

平成 16・17 年度の 2 か年で、用地買収、樹木剪定、木橋設置などを行った。

ア 平成 25 年度事業費 1,385 千円（整備委託）

⑤ 水草除去事業

農業農村整備事業で造成された基幹的農業用排水路の機能保全を図るとともに地域住民

の環境保全に対する意識の向上に資する。

ア 事業費 平成 25 年度 7,370 千円

⑥ 水草除去強化支援事業

平成 25 年度から本格的に実施されるクリーク防災事業を契機に市内全域での水草除去を行い、有明海への水草の流出防止による海苔の品質向上、新種等の水草の初期段階での撲滅を図る。

ア 事業対象 クリーク防災整備以外の市内全域の水路（約 370 k m）

イ 事業期間 平成 25 年度～平成 35 年度

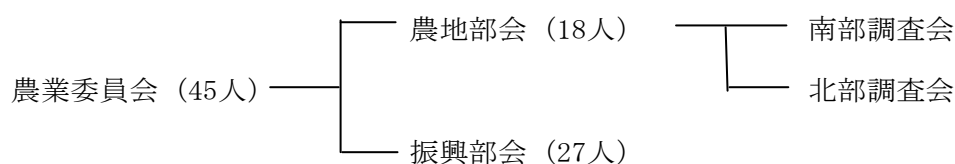
ウ 事業費 平成 25 年度 7,000 千円

農業委員会 1-3

(1) 委員数

選挙による委員		選任による委員		計
選挙区数	10	農協・共済組合推薦	議会推薦	45人
委員	38人	3人	4人	

(2) 構成



○ 農業委員会関係会議

会議名	回数	内容	会議名	回数	内容
総会	1	事業報告外	振興部会	11	農業振興に関する事項
農地部会	12	月1回 申請案件 等の処理	役員会	12	委員会の運営に関する事項外
調査会	24				
現地調査	24				

(3) 農地部会関係

当市では、農業委員会の所掌事務を遂行する上で、地域の実情に即した農業委員会の組織運営を目指して、農地部会を設置している。その農地部会の所掌事務は次のとおりである。

① 農地法関係事務

ア 農地法第3条許可申請については、農地法第3条（農地を耕作目的で権利の移転、設定をする場合）第2項各号の規定により適正な審査をする。

イ 農地法第4条（自分の農地を農地以外にする場合）、第5条（農地の権利移転、設定を伴って農地を農地以外にする場合）転用許可申請については、現地調査を行い農地転用許可基準に基づき厳正な処理を行う。

ウ その他農地法に基づく届出書及び諸証明等の事務処理については、適正かつ迅速に処理する。

② 農地移動適正化あっせん事業

農用地域域内の農地について、中核的担い手農家への農用地の集積、集団化によって農用地の有効利用を図るため、あっせん委員により、売買、賃貸借、交換等によるあっせん業務を実施する。

③ 農地調整事務処理事業

社会情勢の変化と農業者の農地に対する意識変革に伴う農地紛争の仲介と、小作地問題による紛争に対して積極的に対処する。

④ 農業経営基盤強化促進事業

農政の基本目標である、土地利用型農業における農業の体質強化、農業経営の確立を図るため、市街化区域外の農地について、利用権設定等促進事業（所有権、使用収益権の設定、移転を促進する事業）を積極的に推進して、農用地の農業上における利用増進を図る。

⑤ 農地保有合理化事業

佐賀県農業公社の農地の中間保有機能を活用した認定農業者等担い手農家への農地の利用集積により、農業経営体の育成・確保を図る。

⑥ 耕作放棄地再生利用緊急対策事業

食料需給のひっ迫や農地面積の減少等、農地情勢が激変する中で、食料自給力強化に向け、生産基盤である農地を確保し、有効利用するために、耕作放棄地の発生防止・解消を行う。

(4) 振興部会関係

食料・農業・農村基本法に掲げる基本理念の実現に向けて、地域農業の健全な発展を図るため次のような農政活動に取り組んでいる。

- 法人化その他農業経営の合理化に関する事項
- 農業生産、農業経営及び生活に関する調査及び研究
- 農業及び農業者に関する情報提供
- 区域内の農業及び農業者に関する事項についての意見の公表、建議及び諮問に応じた答申
- 農業者年金に関する事項
- その他、農政及び農業振興上必要な事項

① 農業者年金事業

農業者年金事業を通じて、農業者の老後生活の安定と福祉の向上を図るとともに、農業経営の担い手を確保する。

② 農業施策に関する建議

国・県や市の農業施策に地域農業者の意見を反映させるため、農業委員を通じて集落の意見を吸い上げる等により農村・農業現場における農政の課題を積み上げ、市長へ意見を提出する。

③ 贈与税・相続税納税猶予制度

農業後継者が生前贈与により農地を取得した場合、また農業相続人が相続又は遺贈により農地を取得した場合、それぞれに贈与税、相続税の納税猶予特例制度が設けられている。農業後継者の育成と農地分散化防止のため、農地税制度適用の指導と事務手続きを行う。

④ 農業委員会活動の啓発及び広報

各種研修と広報誌「さがし農業委員会だより」により、優良農地の確保と担い手の確保・育成、経営の確立に果たす農業委員会の役割、法令等に基づく業務内容について、農業者と農業委員を対象に啓発・広報を行う。

⑤ その他農政関係事務

農業生産法人の適正化指導、家族経営協定の推進等、農業振興上、必要な事務を行う。

(5) 平成 24 年中における各部会取扱状況

① 各地区別農地関係取扱状況

区分 地区	3条 (注1)			18条 (注2)		4条 (注3)				5条 (注4)				处理 件数
	許可			通知		許可		届出		許可		届出		
	件数	面積 (㎡)		件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	
北川副	2	23,486.00		2	4,471.00	3	79.68	0	0.00	4	8,314.00	3	3,697.00	14
本庄	3	27,394.00		3	10,448.00	0	0.00	2	558.00	4	3,500.00	2	441.00	14
西与賀	4	70,458.00		3	26,120.00	0	0.00	0	0.00	3	653.00	1	3.30	11
嘉瀬	3	19,146.00		4	4,195.00	1	44.00	0	0.00	5	5,688.00	0	0.00	13
鍋島	8	14,021.00		12	36,206.00	3	1,173.00	3	463.00	26	31,119.03	8	12,596.00	60
高木瀬	3	19,015.40		5	9,507.00	1	56.30	6	2,401.00	13	18,276.00	4	6,900.00	32
金立	6	12,983.63		4	13,675.00	0	0.00	0	0.00	8	6,544.68	0	0.00	18
久保泉	13	36,984.00		4	19,710.00	4	512.00	0	0.00	6	10,389.18	0	0.00	27
巨勢	1	331.00		4	11,068.00	3	1,662.00	0	0.00	5	8,363.38	1	325.00	14
蓮池	2	7,798.00		0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	322.00	0	0.00	3
兵庫	8	83,962.30		7	22,792.00	4	1,007.00	5	5,064.41	4	6,601.00	67	40,960.00	95
中央	0	0.00		0	0.00	0	0.00	10	2,958.00	0	0.00	13	6,285.00	23
諸富	3	71,832.00		9	39,398.00	1	468.00	1	2,950.00	0	0.00	2	2,040.00	16
大和	28	157,744.66		2	4,221.00	6	3,106.02	8	13,590.45	31	21,550.08	6	7,302.00	81
富士	28	245,955.37		2	633.00	2	1,189.00	0	0.00	7	2,158.00	0	0.00	39
三瀬	9	41,504.00		1	1,791.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	10
川副	19	132,737.00		69	249,307.31	4	1,163.00	0	0.00	7	3,293.00	0	0.00	99
東与賀	7	71,280.00		23	91,753.40	1	2,138.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	31
久保田	8	66,409.00		9	51,882.00	4	1,000.00	0	0.00	4	3,624.00	0	0.00	25
計	155	1,103,041.36		163	597,177.71	37	13,598.00	35	27,984.86	128	130,395.35	107	80,549.30	625

注釈 (注1) 3条 農地のまま権利移転するための許可

(注3) 4条 権利移転を伴わない農地の転用

(注5) 許可 市街化調整区域内の転用

(注2) 18条 賃貸借の合意解約の通知

(注4) 5条 権利の移転を伴う農地の転用

(注6) 届出 市街化区域内の転用

② 非農地証明

区分	田	畑	計
証明願	—	—	—

③ 農業経営基盤強化促進事業実績

年	利用権設定		所有権移転		合 計	
	件 数	面積 (㎡)	件 数	面積 (㎡)	件 数	面積 (㎡)
平成24年	1,191	6,264,922.18	103	429,183.00	1,294	6,694,105.18

④ 農業者年金受給者及び新制度加入者の状況

(平成24年度報告分)

区分 町区	旧農業者年金				新農業者年金			新制度加入者			
	受給者 合 計	経営移 譲年金 (老齢 年金併 給含 む)	老齢年 金(経 営移譲 年金停 止)	老齢年 金(経 営移譲 なし)	受給者 合 計	特例付 加年金	老齢年 金(特 例付加 なし)	新制度 加入者 合 計	政策支 援加入	通常加 入	受 給 待機者 (資格 喪失)
北川副	31	16	9	6	(1) 3		(1) 3	(1) 18	(1) 1	5	12
本 庄	(2) 45	(1) 21		(1) 13	(2) 5	(1)	(1) 5			5	3
西与賀	52	36	11	5				(1) 9	2	(1) 5	2
嘉 瀬	(2) 95			(2) 17	(1) 4		(1) 4			4	3
鍋 島	96	33	19	44	2		2	(1) 8		(1) 3	5
高木瀬	55	25	10	20	(1) 2		(1) 2	(1) 6	1	(1) 4	1
金 立	(1) 59	36	11	(1) 12	5		5	(1) 7	1	(1) 5	1
久保泉	55	31	7	17	3		3	(1) 7		(1) 4	3
巨 勢	27	13	4	10	(2) 2		(2) 2				
蓮 池	23	18	0	5			1	(1) 9	2	(1) 3	4
兵 庫	90	57	13	20				(3) 25	(1)	(2) 8	17
中 央	18	6	1	11				(1) 7	1	(1) 5	1
諸 富	117	83	13	21	(1) 5		(1) 5	(2) 37	(2) 4	11	22
大 和	(1) 245	(1) 178		30	(3) 4	(1)	(2) 4	(2) 46	(2) 17	11	18
富 士	(3) 235		17	(3) 21	(1) 3		(1) 3	(1) 37	(1) 3	20	14
三 瀬	(3) 63	(1) 54		(2) 5	(2) 1	(1)	(1)			3	4
川 副	(2) 469			(2) 94			1	(3) 75	(3) 25	31	19
東与賀	164	120	13	31	3		3	19	1	9	9
久保田	(1) 117	(1) 85		17			1	(2) 27	(2) 11	5	11
計	(15) 2,056	(4) 1,408	249	(11) 399	(14) 45	(3) 1	(11) 44	(21) 369	(12) 77	(9) 143	149

※ ()は、平成24年度受付報告分の新規受給・新規加入関係届書件数である。

交通局

(1) 経営健全化計画 3-2

財政健全化法に基づき、資金不足比率が政令で定める基準（20％）以上である地方公営企業には、経営健全化計画の策定が義務付けられている。

① 基本方針

現行サービスを維持し、さらに安心安全を第一として質の高い交通サービスを提供していくことで、利用者の増加を図っていく。また、平成 25 年度までに資金不足比率 20%未満を達成し、その後も安定した経営を継続し、将来的に資金不足の解消を目指す。

② 主な改善項目

- ア 運賃改定の実施
- イ 各種サービス及び割引制度の見直し
- ウ 利便性向上のための路線及びダイヤの編成
- エ 利用促進事業の展開
- オ 総人件費の抑制
- カ 一般会計からの経営健全化資金の繰出し

(2) 職種別職員数

（局長を含む）

区分 現在	事務職	運行管理者	運転士	整備士	その他	計
平成 18.4.1	9	2	50	2	0	63
平成 19.4.1	9	2	42	2	0	55
平成 20.4.1	10	3	38	2	0	53
平成 21.4.1	9	3	38	2	0	52
平成 22.4.1	10	3	37	2	0	52
平成 23.4.1	10	3	37	2	0	52
平成 24.4.1	11	3	37	2	0	53
平成 25.4.1	11	4	35	2	0	52

(3) 車両数（平成 25 年 4 月 1 日現在）

- ① 事業別 乗 合 68 両
- ② 平均車齢 乗 合 12 年 2 月
- ③ 車両型式 乗 合 大 型 14 両
 中 型 48 両
 マイクロ 6 両

(4) 運賃制度

- ① 乗合バス運賃（平成 9 年 12 月 1 日改定）

ア 全線対キロ区間制

イ 基本運賃率 1人1キロ当たり40円70銭を基準とする。

(初乗り150円を基本運賃として)

ウ 佐賀県内民営バス基準運賃率(平成20年7月1日)

西日本鉄道株式会社 33円70銭

祐徳自動車株式会社 44円00銭

昭和自動車株式会社 44円10銭

エ 定期券の割引率(単位：%)

適用期間	通 勤		通 学		小児(通学)	
	15kmまでの部分	15kmを超える部分	15kmまでの部分	15kmを超える部分	15kmまでの部分	15kmを超える部分
1ヵ月以上 2ヵ月未満	35.00	50.00	50.00	80.00	75.00	80.00
2ヵ月以上 3ヵ月未満	36.30	51.00	51.00	80.40	75.50	80.40
3ヵ月以上 4ヵ月未満	38.25	52.50	52.50	81.00	76.25	81.00
6ヵ月以上 7ヵ月未満	41.50	55.00	55.00	82.00	77.50	82.00

オ 特殊定期・特殊制度

i 片道定期

通勤、通学定期の半額(同一方向のみの定期券)

ii 回数券共通乗車制度

昭和63年7月1日から回数乗車券による県内共通乗車制度実施(高速バスを除く)
(市営、昭和、祐徳、西鉄、西肥、ジェイアール九州バス)

iii 1日乗車券

全線フリー乗車券、指定区域フリー乗車券の2種類

iv 環境定期

通勤定期所持者及び同伴家族の割引制度

v ワンコイン・シルバーパス券

65歳以上を対象にした、1乗車につき100円の高割引全線フリー定期券

vi ノーマイカーデー割引

毎週水曜日は運転免許証提示で運賃を半額にする制度

vii バースデー割引

誕生日に限り乗車区間にかかわらず、1乗車につき100円で利用できる制度

viii えびす駐車券利用制度

中心市街地共通駐車サービス券を市営バスの乗車券として利用できる制度

ix ノリのりきっぷ

中高生限定で、夏休み期間中3,000円、冬休み期間中1,000円で全路線が乗り放題になるフリー定期券

(5) 路線運行系統及び停留所

区 分			平成 25 年 5 月 2 日現在
免許路線キロ			201.69km
営業路線キロ			181.82km
休止路線キロ			19.87km
運行系統	全 系 統 数		86 系統
	系統キロ数	最 長	24.5km
		最 短	2.0km
		平 均	10.1km
停 留 所	全 停 留 所 数		362 箇所
	区間キロ数	最 長	5.6km
		最 短	0.1km
		平 均	0.4km

(6) 運輸成績

年度	区分	在籍車両数 (両)	延実在車両数 (日車)	延実動車両数 (日車)	実働率 %	総走行キロ (km)	輸送人員 (人)	運送収入 (千円)
平成20年度		64	23,157	19,813	85.6	2,471,291	2,693,331	573,066
平成21年度		64	23,426	20,055	85.6	2,475,717	2,599,586	560,865
平成22年度		64	23,410	20,084	85.8	2,478,057	2,642,153	579,460
平成23年度		66	23,435	20,104	85.8	2,462,926	2,615,821	571,133
平成24年度		68	24,648	20,219	82.0	2,465,440	2,677,189	570,434

(7) 決算状況

① 収益的収入及び支出

(単位：千円)

区分	年度	平20	平21	平22	平23	平24
収 入 ①		798,174	781,208	965,171	981,255	993,716
支 出 ②		809,602	777,412	779,230	827,835	868,062
純損益		△ 11,428	3,796	185,941	153,420	125,654
累積損益		△ 541,187	△ 537,391	△ 351,450	△ 198,030	△ 72,376

② 資本的收入及び支出

(単位：千円)

年度 区分	平20	平21	平22	平23	平24
収 入 ③	62,205	65,360	65,826	167,561	56,751
支 出 ④	67,222	68,514	75,090	184,312	95,728

(8) 財政収支状況

(単位：千円)

年度 区分	平20	平21	平22	平23	平24
収 入 ①+③	860,379	846,568	1,030,997	1,148,816	1,050,467
支 出 ②+④+⑤	832,159	803,526	847,894	976,031	918,297
単年度 資金収支	28,220	43,042	183,103	172,785	132,170
累積資金 収 支	△ 659,057	△ 616,015	△ 432,912	△ 260,127	△ 127,957

※ ⑤損益勘定留保資金

◆全路線、佐賀駅バスセンターに乗り入れています。

平成25年5月2日現在



佐賀市交通局
佐賀市愛敬町4番23号
TEL 0952-23-3155
FAX 0952-23-7309
URL <http://bus.saga.saga.jp/>